

平成24年 6月15日

平成24年 6月15日

標 茶 町 議 会
議案第47号・議案第48号
審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

議案第47号・議案第48号審査特別委員会記録目次

第1号（6月15日）	
開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第47号 平成24年度標茶町一般会計補正予算	4
議案第48号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	17
総括質疑	
深見 迪 君	18
熊谷 善行 君	24
舘田 賢治 君	30
閉会の宣告	48

議案第47号・第48号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成24年6月15日（金曜日） 午前10時00分 開会

付議事件

議案第47号 平成24年度標茶町一般会計補正予算

議案第48号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

○出席委員（13名）

委員長	菊地誠道君	副委員長	長尾式宮君
委員	松下哲也君	委員	本多耕平君
〃	林博君	〃	黒沼俊幸君
〃	後藤勲君	〃	舘田賢治君
〃	鈴木裕美君	〃	田中敏文君
〃	熊谷善行君	〃	深見迪君
〃	川村多美男君		

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 平川昌昭君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	後藤英之君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君

標茶町第47号・第48号審査特別委員会記録

教委管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから議案第47号・議案第48号審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員13名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長の互選は指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長には、菊地委員を推薦しますので、お取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から、委員長に菊地委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には菊地委員が当選いたしました。

休憩をいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

(委員長 菊地誠道君委員長席に着く)

○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(菊地誠道君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村君。

○委員(川村多美男君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(菊地誠道君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 副委員長には、長尾委員を推薦しますので、お取り計らい願います。

○委員長(菊地誠道君) ただいま川村委員から、副委員長に長尾委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には長尾委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第47号及び議案第48号

○委員長(菊地誠道君) 委員会に付託を受けました議案第47号、議案第48号を議題といたします。

議題2案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題2案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第47号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第47号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 13ページの地域振興費の商工会への補助金なのですが、青年部へということで、先般、一般質問でも長尾議員が取り上げていた移住の関係かなというふうに思いますし、借り上げ料でもお試し住宅の消防住宅借り上げだということで、これは移住関係にするのかなと思いますが、その青年部の取り組み、詳しく教えていただければというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

商工会への商工団体特別事業補助金ということで206万円の追加を提案しておりますが、内容的には商工会青年部が主体となってお試し暮らし住宅を整備するという事業でございますが、経緯につきましては、年を明けてから商工会さんとお話を進めておりまして、商工会法によりまして商工会が運営主体になることはできないということで、商工会青年部さんとか観光協会さんで何とか取り組みができないでしょうかというようなお話もさせていただいた段階です。

雪が解けてから、一番最初の候補地となりました常盤の教員住宅の跡地、標茶高校のグラウンドのわきでございますけれども、そこを商工会青年部の担当者と私どもと見に行ったところなのですが、ちょっと老朽化が著しいという部分と、お試し住宅は都会の方がお試して来るといことで、水洗トイレが欠かせないということでもあります。残念ながら、そこは水洗化がまだされておらず、老朽化も著しく、改修をした場合に相当のお金がかかるということで、では次の候補地ということで、消防の空き住宅に着眼をしたわけであります。消防の空き住宅、開発センターの裏でございますが、町が北部消防からお借りして一月当たり4,580円を借り上げ料として消防のほうに支払いをすることとなりますが、あと補助金のほうにつきましては、生活に必要な家電製品の購入費、住宅の内部の改修、あと外装の塗装、あと、できればテラス等の部分も整備をしていきたいというような形で、商工会の青年部さんと打ち合わせをしたところであります。全体経費としては300万円ちょっとという部分でございますが、補助率を3分の2で206万円の助成という形になって、この補正が通りましたら、すぐ着手をしまいたいと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） こういう取り組みをしながら標茶にどんどん活性化を図るためにということでは意義があるなというふうには思うのですが、今後においてもこの事業というのは翌年度もずっと続けるという考え方なのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

現在、本町には、ちょっと暮らし、お試し暮らしという住宅が整備されていません。第一弾ということでお試し暮らしのお試しという形で進めさせていただきたいと思っておりますが、商工会のほうでは塘路地域の空き住宅も借りることができないかという形で今打診をしている最中だとお聞きをしております。タイプの的には町なか居住と、もしくは郊外型居住の各1戸ず

つが整備できれば、移住を体験してみたいという方の希望に沿っていけないかと考えております。

また、来年度以降も200万円というような経費をかけておりますので、継続して進めてまいりたいとは考えております。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） ちょっとこの予算の数字には出ていないのですけれども、きのう町長が節電7%を目指すというふうにおっしゃいましたよね。当然、光熱水費のほうで予算の動きがあるのでないかなというふうに僕は思っていたのですけれども、それ出ていないのですけれども、それはどういう程度を目指すなのか、ちょっと伺いたいのですが。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

昨日、町長のほうから、行政報告で公共施設の節電対策を進めるということで報告をいたしたところではございますが、あくまでも現況の業務に使っている施設の部分をさらに職員の中で節電をどう取り組んでいくかということでの今段階で決めてございます。ただ、各施設ごとにできる部分とできない部分がございますから、一定程度、今精査をしながら、今月中にまとめるということになってございます。それが7%を目標にしながらも、どれだけというのが総体的にはまだ数値的には出してございませんけれども、2年前のデータからするとどの程度かというのは、細かな部分で計算しないと概数的には出てこないという状況ですので、予算的に反映するというのはなかなか現時点ではならないということで、最終的な部分でトータル的に年間どうするかというのは計算段階で出てくるかというふうに考えてございます。ただ、計算の部分と経費節減との兼ね合いという部分ではイコールにならないかもしれませんが、一定程度その期間、節電の依頼されている期間だけは、町民に多少なりとも迷惑がかかるかもしれませんが、一定程度のご理解をいただきながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 1項1目ですが、国民健康保険の繰出金で、きのう行政報告を詳しくいただきました。私、メモを一生懸命とったのですが、ちょっと数字に間違いがひよっとしたらあるかもしれないのですが、正確にいま一度押さえないというふうに思います。

自分で言うより聞いたほうが早いんですね。どの程度上昇を抑えることになったのか、そしてまた、このまま推移するとどの程度上昇するのか。それを抑えるために繰り入れをするわけですが、1世帯当たりどの程度上昇の抑えになるのかというのがまず第1点ですね。

それから、所得階層なんかで見れば、この抑え方というのは、どの層に手厚い抑え方になるのかということの2点をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

まず、世帯ごとの影響額で申しますと、現行税率でいきますと22万7,092円というのが平均の額になっていますが、所得申告が終わった段階での税情報から試算しますと、その不足額を補うために税率改正が当然必要になるということなのですが、それを行った場合に、それも平均で申しますと26万1,253円、1世帯当たり3万4,161円、ここあくまでも平均でございますが、上昇が見込まれるということがありましたので、その額を一般会計からの繰り入れ、今回、今この予算の中に計上させております一般会計の繰出金5,000万円で補てんをして、その不足額を補っていきたいということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

どの層に一番影響があるのかというご質問であったかと思えますけれども、この試算に基づく上昇分を試案した結果、所得階級300万円以下が現行ですと26万9,236円、ここから34万3,401円と7万4,165円の負担増になります。所得階級250万円以下でございますと、現行ですと24万1,193円から31万3,245円の負担増となり、7万2,052円負担がふえるということで、この300万円以下、250万円以下の所得階級の層に一番多く負担が回るということで、今回の必要額を確保するとした場合の試算結果によると、この層に一番大きな影響が出るという結果が出ております。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 同じく2目老人福祉費の中、15節工事請負費、きのうの説明、たしか消防関係だったと思うのですが、この内容をちょっと教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

老人福祉費の12節役務費から18節備品費につきましては、緊急通報システムという、単身高齢者の方が緊急のときにそのボタンを押すと、それぞれ消防に通報が行って、消防が安否を確認して、必要に応じては救急車の出動、場合によっては消防車の出動というようなことでこれまで体制の整備を行ってきたところですが、実は現在のシステムというのは平成17年に機械の更新を行いまして、たまたま今回、その一部、50台、実は配置をしているのですが、この50台のうち18台が今年度中に耐用年数が切れるという状況になるということと、あと50台を超える住民の希望があつて、現在、実は消防に設置している機械というのはアナログというか、紙ベースで対象者のリストとか協力者の方のリストとかもすべて手作業でやらないと対応できないというような状況もありまして、消防さんはこの部分につきましては、本来の業務以外の部分で町が特別お願いをしている業務でございまして、今の機械の状況ではこれ以上台数をふやすことが難しいということもありましたので、更新をするタイミングが、今回一番切れる台数が多いということもありまして、この際、機械を一新したいということで今回提案をしている内容でございます。

それで、内容について申し上げますと、まず消防のほうにパソコンで管理をできる本体の設置を行う予定でおります。これまで紙ベースですと、どなたから通報があつたかも、すべてアナログですので本人の聞き取りでしかわからない。それから、今回からデジタルですので、だ

れから電話が来たのか、あるいは協力者がだれなのか、それから火災なのか、例えば緊急で呼んでいるのか、火災報知器からの通報ですと自動的に火災というのが表示されるとか、非常にリアルタイムで対応ができるということで、現在、更新を考えています。

それで、これまで50台でしたが、台数を10台当面ふやしまして60台ということで考えていまして、これまでと同じように緊急の場合の発信器の、ボックスと通常呼ばれているのですが、その装置と、それをつけている方が、本人が身につけていることができるペンダント、これを1つと。それについては、最近技術が進みまして簡易防水の装置ということで、入浴しながらでも、そのペンダントをつけたままできるというようなものでございます。それから、煙センサーということもあわせて、その3点セットが標準ということで考えています。

それで、あとは、その本体関係の設備、それからもちろん無停電関係の装置、それからプリンター、消防署さんに置きますパソコンのモニター等を含めて、今回、予算措置をさせていただきました。

それからもう一つ、特に町民のほうから希望が多かったということで、実は今回、緊急通報システムの要綱では65歳以上の単身世帯ということに限定した貸与になっていたのですが、65歳以上の世帯、夫婦世帯の中でお二人とも状態がよくないという方もいらっしゃるというようなこともありまして、我々のほうでその部分についても、今回、台数をふやすということも含めまして要綱の見直しを検討しておりまして、それらについても新たな部分で対応できるように検討をしたいということで現在考えておりますので、その辺もご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） というと、この設置工事費、請負費になっていますけれども、機器の工事も含んだ金額ですか、これ。トータルですか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えします。

工事請負費につきましては、ボックス関係、それから消防署の設置関係の工事のほかに本体の購入費関係も含んだ額が、今回468万5,000円という形で要求させていただいている額でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今の緊急通報システムの件で非常に詳しくご説明いただきました。夫婦世帯もということで、その周知をしっかりとさせていただきたい。広報等に載せるのか、まず確認をしておきたいと思っております。

それと、10台をふやしましたから、60台でも待機者がどのぐらいいるのか、今までは申し込んでも1年以上、あるいは空がないと設置できないという状況でしたから、待機者が60台においてはどのぐらいになるのかも伺っておきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

今回、新たに拡大する部分につきましては、詳しい要綱等がまだできておりませんので、その辺を整理した上で機器の更新に合わせて周知をしたいのと、基本的にはこれらのサービスを

受けたという方々の通常問い合わせについては、各福祉施設関係のケアマネの方とか、民生委員の方とか、そういった方々の情報提供が主になるのかなと思いますので、そういう団体を通じてまずお話をさせていただきながら、広報についても周知をしていきたいと思っております。

それからもう一つ、待機者の状況についてお尋ねでございましたが、50台のうち設置されているものが、45台が現在稼働している状況です。残りの5台については、機械の不備があって、ちょっと正確に機能しないという部分もありますので、それについては現在保留している状況がございまして、待機をという形でご相談を受けているのは五、六件が現在あるということで、そういう状況で推移しております。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） 今年は塵芥処理費の中でクリーンセンターの補修ということで、トラックスケールというものと聞いていますけれども、このトラックスケール、交換時期、何年ぐらいたってからの交換なのか、補修なのか、お聞きしておきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

このトラックスケールにつきましては、クリーンセンターの中に設置しております。入り口のところに建物があって、車が入り出して、車ごとごみの重量をはかる計器がございまして。その計器の部分の基本的な部分について、今回更新をしたいというものでございまして。実は今回、クリーンセンターに設置されている機械については、平成5年に導入された機械でございまして。それで、導入後19年経過しているということと、この現在使用している機器については、平成8年にこの機械が生産中止となっております。生産中止から16年以上たっているということで、通常必要な部品については、10年程度は国のほうの基準で部品の確保というのが業者に義務づけられているのですが、その期間もはるかに経過しているということもございまして、内部のロードセルという4つの柱で4点で支えながら実は重量をはかるようになっているのですが、その部分の状況と、あと鉄の枠で押さえているのですが、その枠の腐食等が進んでいるということで、この際更新をしたいということですが、現在ある基礎のコンクリートの分とか必要最小限の改修、更新にとどめたいということで試算した結果、この金額ということでお願いをしているということでございまして。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 1項6目の農地費で1,300万円、きのうの質疑でもちょっといたしましたけれども、これが2路線の調査設計というふうに計上されております。もちろんこれは全

線の調査設計であると思えますけれども、2線の総延長、さらには、もしできることであれば、ことし調査設計できるわけですから、何年から着工で完成を何年というふうに計画されているのか、お答えをいただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

今回の調査費につきましては、まず東国1線、それから虹別22号線、いずれもそうなのですが、全線の調査費ではなくて、来年度、平成25年をふるさと事業の着手を目指しておりまして、このふるさと事業をスムーズにスタートさせるために、今回調査費を2路線の計上させていただきました。これまでもこういう手法をとってきているのですが、事業が始まってから調査を1年の中で行って工事を進めていくということになると、工事のタイミングが時期的におくれてしまうものですから、いい時期に工事の一部を着工したいということもありまして、先行して単独費で調査設計を進めたいという手法をこれまでもとってきておりまして、そして事業の採択になったときに今度、中で調査設計、それから工事を並行して進めていきたいというスタイルでございます。

それぞれのご質問の総延長等についてでございますが、東国1線につきましては、現状の路線延長でございますと3,463メートル、今回の調査設計につきましては、道道側からの約300メートルを、今、調査設計を計画しておりまして、実施設計、あわよくば来年度にすぐに工事にかかっていきたいという調査を目指しております。

それから、事業はふるさと事業を今想定しておりますが、事業年度につきましては、ふるさと事業そのものが5年刻みで進行しておりまして、来年が、この事業制度が更新されれば、その初年度になることとなります。5カ年の計画の中で進めることになりまして、現状2路線とも5カ年を計画しております。

それから、22号線につきましても、総延長は3,126メートルが現況の総延長でございます。この中でルート等がショートカットされたり、そういうことで工事延長が短くなる可能性はありますが、現状ではこういう延長になってございまして、22号線につきましては3,126メートルのうち地域要望がありました2,300メートル余りを調査の結果、再度地域とも協議させていただいて、今うちのほうでは全体延長を2,300ととらえて進めております。このうち、同じくふるさと事業で300メートル、来年度に向けて調査設計及び用地等の確認等の調査も行っていきたいというものでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 農業の経営基盤強化資金の関係なのですが、これ債務負担行為ともかかわるかなとは思いますが、この数字の経過、そしてもし債務負担のほうとかかわることになると、当初の予算のときに見ていた金額がここでちょっと変わってくるのかなと思うので、この下期の部分のやつが当初で債務負担行為としてのらなければならなかったのかなという思いもありながら、とりあえず1万4,000円のこの分、どういう経過をたどってこうなったのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

歳出予算のほうに計上させていただきました1万4,000円の減額でございますが、こちらの経過につきましては、当初の歳出予算の中で、23年度下期分として17万9,000円という金額を推計で計上させていただきました。今回、3月31日の下期の終了期日を過ぎた後に金額が確定いたしましたして、その金額が16万5,000円となりましたので、差額を減額措置をさせていただきました。

委員ご指摘の債務負担行為とのかかわりなのですけれども、この基盤強化資金の下期分の取り扱い、債務負担行為の予算計上の時期については、過去の議会でもどこであるのが適当なのかということで議論があったのですけれども、債務負担が発生するのが当該年度だということ、当該年度の6月定例会で補正予算で計上させてもらうというのが、その議論を踏まえてとらせてもらっている手法であります。それで、債務負担行為の当初予算の中で組み込んでいる分については、今回の歳出分については見ておりませんので、債務負担については、24年度分の利子補給額を除いた金額のみで翌年度以降の債務負担を計上させてもらっているという形になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、これ17万9,000円のやつは当初で見ておりまして、債務負担の内訳の中には、一覧表の中にはないのですけれども、予算としては17万9,000円入れたやつで見ていると。今この今回の下期でもって17万9,000円ではなくて16万5,000円だったと、そういう精算をして、今までのその言われた経過でもって債務負担の部分については、1万4,000円の減額のくくりをここでしたという理解でいいのですね。そういうことですよね。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

当初予算で見込んだ債務負担の額では、24年度支出分として債務負担の表には17万9,000円は載せずに、歳出のほうだけ17万9,000円を加えていたという形であります。その分のみ今回は修正をさせてもらったという内容でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 商工費の商工振興費、19節の補助金の関係ですけれども、昨日の説明でLED照明の関係とお聞きしましたが、内容をもう少し詳しく教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

200万円の中身でございますが、商工会が実施しますLED電球購入支援事業への補助ということで昨日ご説明をさせていただきましたが、内容につきましては、白熱電球という、俗に裸電球とも言われておりますが、その部分が一般世帯で玄関や階段、トイレ、浴室等にまだ使われている状況ということで、先般、新聞報道等にもございましたが、各メーカーさんに対して白熱電球の製造、販売の中止要請がかかりました。今回は経済産業省と環境省の両方という形でございますが、過去には経済産業省が先行してございまして、現在、白熱電球の生産中止を行

っているのが東芝さんと三菱電機さん、それとことし中に生産中止にするのがパナソニックさんというお話を聞いております。

それで、本町では地球温暖化防止対策ということで計画も立てておりますので、省エネルギータイプということで、一番電気が効率の悪いと言ったら語弊があるかもしれませんが、悪い白熱電球をLED化にして省エネルギーを図っていくという状況で、実際にはE26口金タイプというのが一般的な電球の形ですが、その形が町内の市場価格でいきますと大体3,000円ほどということをお聞きしております。その3分の2の補助で2,000円を補助したいというものでございますが、特に地域循環率の向上ということも考えまして、それをお金で返すのではなくてお買い物券でお返しをして、地域の経済の活性化に寄与してまいりたいということで3分の2を補助、約2,000円の1,000球分で200万円の補助を計上させていただいたところであります。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 一般家庭の白熱球に限るということで理解してよろしいのですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 今回の補助につきましては、白熱電球からLED電球への交換を補助対象とさせていただいております。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） 今の関連なのですけれども、1,000球ということで、一般家庭では何球までとか限定等もつけられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

商工会さん等とも協議いたしました。大体一般家庭で使われているのが二、三個程度だろうということもございまして、今回は1人5個までとさせていただくということで商工会さんと協議が調っています。1世帯ではなくて1人です。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

舘田君。

○委員（舘田賢治君） 何か総括をやっているみたいであれなのだけれども、今の関連なのですけれども、1人5球、5つということになると、そうしたらうちは私今2人だから、10買えるということになるのだけれども、そういう解釈でいいの、本当に。例えば、4人いるところは20個買えると。買うのは、うちは2個か3個しかつくところはないけれども、20個買えるの。買って、例えば自分の子供のところに送ってあげたり、親戚のところに送ってやる、いや、これは悪い話だけれども、やってやれないわけではないわけでしょう、1人5つ買えるということになったら。だから、この1人5つだとかという、そういう決め方がちょっと問題があるのではないのかと思った。金額は何ぼ3,000円で3分の2補助するから2,000円だといえども。だから、その辺どういう打ち合わせをしたのかな。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

協議の中身がどの程度されたのかというご質問でございまして、以前に商工会さんが行って

おりましたプレミアムつき商品券のときにもこのようなお話をしたのですが、身分証明書等をとったり、配偶者の証明があったりというような形で今回は進めると、ちょっと大変難しい状況もあると。お店のレシートを持って行って、商工会さんに行けばすぐ商品券と交換をしていただけるといふ、二度手間なしで1回のパターンで済ませたいということもございまして、1人5個までという形にさせていただいていますが、今委員心配されましたように、たくさん買ってあちこちに融通したらどうなのよという部分が危惧されないことではないのですが、1人5個までということで今回は商工会さんと協議を済ませております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） また総括で続きをやるう。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） 備品購入費で、建設機械の購入ということで3,832万円ほど上がっていますけれども、これは入れかえなのか、それとも増設なのか、それと今使われているグレーダーについて、更新だとしたら何年使われていたのか、そして時間数、それと年に何日ほど稼働しているのか、わかる範囲で教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

グレーダーの更新でございまして、現在、本町で所有しておりますグレーダーは2台ございます。1台が平成4年に入ったもの、それからもう一台が平成9年に入ったものでございまして、今回増設ではなくて、この平成4年度に入った古いほうの機械を更新したいと、入れかえしたいということでございまして、補助事業での対応を協議させていただいている中で、補助事業のめどが立ったということで今回補正させていただきました。

キロ数につきましては、平成4年、今回入れかえるのは約12万7,000キロの走行距離になっています。平成9年のほうは13万3,000キロで、平成4年のほうが今回の更新の理由にもなっているのですけれども、古くなって部品がなかなか手に入りづらくなってしまっていて、故障の頻度も上がってくるのですが、故障した場合に部品の手配がなかなかつきにくくなってきたという部分がございます。平成9年に入れたほうの使う頻度が急激にふえてございまして、走行距離数では逆になっております。

年間の利用状況でございまして、夏場の砂利道における敷きならしと、それから冬期間の除雪に関して、それぞれ1年間フル稼働している状況にあります。

グレーダーにつきましては、民間の除雪がちょっと望めないということも、業者さんとのいろんな情報収集の中で、なかなか持ち切れない機械なものですから、町のほうで更新しなければならぬなという判断でございまして。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） 今の質問と関連をするわけですが、この補助の、いわゆる茶安別のほ

うの関係の4,900万円ぐらいの工事が盛られて補助もついたようであります。この工事の中身は単なる道路の延長なのでしょうか。中身はどのような工事になっていますか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 4目道路新設改良費につきましては、需用費から補償費まで、13節の委託料を除きまして標茶中茶安別線の道路改良事業に充てられます。内容につきましては、平成24年度、これから入札予定されております、いわゆる当初で計上させていただきました2カ年国債とは別に、追加補助で単年での執行でございます。内容につきましては、あくまでも標茶中茶安別線における工事の、1期工事の工事の進捗を図りたいということで4,968万円の工事進捗のための工事請負費、関連する事務費、17節、22節につきましては、当初での作業が済んでございまして、そのために減額をこの機会にさせていただいたという状況にあります。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この工事の内容は、特に単純な道路の延長だけですか。それとも、そこに何かあるとかという難しいものはないのですか。例えば今回の工事にはこういうものがあるとか、それから考えられることといたら橋があるから今回こういうものがついたとか、何かそういうことでなくて、単純にこれはこの工事費で延長を延ばせるのですか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

ここの単債分で今予定している箇所につきましては、大型のボックスカルバート、橋ではなくて、いわゆる四角い管渠がございまして、この部分を単債で施工したいというふうに今計画しております。プラスして前後の路盤関係も施工したいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 16ページの北部消防事務組合負担金1,906万6,000円、耐震防火水槽2基分ということで聞いておりますけれども、この設置場所、それから水槽の規模、どのぐらいのものを想定しているのか、それとその水槽の内容というか、コンクリートなのか、またプラスチックなのか、その辺を伺いたしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

消防の防火水槽の設置の内容でありますけれども、場所につきましては、2基で2カ所で、1カ所が旧町営車両工場の跡地のところですが、もう一カ所が開発センターの敷地内ということで、2カ所でのことでございます。

それから、規模でございますけれども、新設で60立米、それぞれ同じ規模でございます。

規格内容につきましては、基礎の部分でのコンクリートづけで、それで耐震性のある水槽の設置ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 今、総務課長のほうで説明しましたけれども、私どものほうで設

計をしておりましたので、ちょっと補足させていただきます。

防火水槽の本体につきましては、FRP製でございます。基礎はコンクリートです。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中君。

○委員（田中敏文君） 財産管理費、小学校の外構の整備ということで1,880万円ほど上がっていますけれども、この内容についてお伺いしておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○管理課長（高橋則義君） 標茶小学校の外構整備工事の内容についてでございますが、玄関前の前庭のアスファルト舗装工事と、それから遊具の一部新設、うんていですとか3連鉄棒などの新設、それから、その他として照明灯の設置が2基などがございます。

○委員長（菊地誠道君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 小学校ということで新築、外構ということで前庭も改修されるということで、一般町民の方から樹木等々のものを植えるようなものは考えられていないか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○管理課長（高橋則義君） 工事に当たりまして、当初予算の中で実施設計費につきましては組み込まれておりまして、現在、実施設計中でございます。設計が8月末に上がる予定で、その後に工事発注となる予定となっております。外構の整備に当たりましては、屋体、それから校舎の整備が23年度完了いたしましたので、学校、それから保護者、PTA等と協議を進めながら行っております。もし樹木等の関係でも特別ありましたら、その点につきましては配慮いたしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 同じ内容だったのですが、今非常に春先とか、ぬかるので大変だなと思って見ていたのですけれども、手前の側の今遊具のあるところとか、あのあたりも結構ぬかるのですけれども、あの辺までやってしまうということですか。フェンスの途中から中に入るところありますよね、フェンスのあいているところ。あの辺ぐらいまでは外構整備工事、入っていますか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○管理課長（高橋則義君） お答えいたします。

玄関前のぬかるみというか、砂利のところがちよっとでこぼこしているところなどぬかるみが多いので、取り急ぎその部分については、今年度中に実施する予定であります。

（「入っていないのですか、工事」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、高橋君。

○管理課長（高橋則義君） 入っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 歳出で何うのを忘れていまして、歳入に同額が道支出金において消費者行政活性化事業補助金ということで50万円入っておりますが、消費者協会の補助を出すということですが、どのような事業を消費者協会に求めるのか、セミナーとか講習会とかいろんな、金額が大きいですから、道からの補助金というのはどのような中身になるのでしょうか。

○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君) お答えいたします。

道の活性化基金を財源とした補助金でございまして、消費者協会が実施する事業の内容としましては、消費者セミナーと料理講習会と2本の事業だけとなっております。

○委員長(菊地誠道君) 鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) これは年度内3月までに消化をすればいいという考え方なのか、時期が限定されているのか、あるいは今言ったセミナー、料理講習会といいましたが、そのほかにも例えば物品購入に充てるとか、そういうことも許される補助金なのでしょうか。

○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君) 活性化基金の財源としておりますので、24年度内の執行ということになっておりますが、この50万円を他の事業へ利用できるかというようなお尋ねかと思われませんが、北海道のほうに提出した中身につきましては、セミナーと料理講習会という形で申請をしておりますので、これを広げた形での事業展開は可能かと思われませんが、別事業として行うということ自体は補助対象外という形になってしまうと思われま。

○委員長(菊地誠道君) ほかに質疑ございませんか。

館田君。

○委員(館田賢治君) 交付税についてお聞きをしておきます。

今回、交付税、1億6,400万円ほど補正で入っており、これ去年は四、五千万円の範疇だったのです、6月に入ってくるのは。それで、いわゆるこの1億6,000万円という通常の、結構来ているものですから、この算出というか、これはいずれにしても交付税の年4回、6回ですか、4、6、9、11という、入ってくる予定の月なのですが、今回6月でこれ決まったというその中身、それといつもなら7月かそのくらいに全体の交付税が決まってくるのでないかと思う。今年度はどのような程度になっているのか、その中身を聞かせていただきたいと思います。

○委員長(菊地誠道君) 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

普通地方交付税の部分のお尋ねでございますが、今回1億6,473万4,000円を追加させていただきました。今委員ご案内のとおり、普通地方交付税は6月後半の算定で7月に全体像が見えてくる状況でございます。ですから、本年、標茶町が受けることができる地方交付税はまだ確定はしておりませんが、過去の経緯等も含めまして地方財政計画等も加味をしたところ、44億円ぐらいは今回も交付されるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長、それはわかるのだけれども、44億円くらい大体見込んだと。見込んだから、いわゆる予算を立てるときも、前年度もらった分の実績で、例えば年4回交付税が入ってくるのであれば、年4回の割合で計算して予算をつくるでしょう。それで、今回は1億6,000万円入ったの、いつもなら5,000万円くらいなのだけれども、五、六千万円なのだけれども、1億6,000万円もあったから、特異な事情があったのかと1つ聞いているのさ。

それから、今の見込みのやつは、44億円見込まれている分は見込まれている分でいいのだけれども、去年は大震災の関係で、大体これ交付税全体決まったのは8月ぐらいになったでしょう、去年。昨年度。だと思うの。ことしは通常の7月くらいには全体像が見えてくるのかどうかというのを聞いているのだけれども。その44億円のやつはわかるの。だけれども、一般交付税についても、こういうことで当初予算を盛ったので、今回のやつもこれからの分の見込みで1億6,000万円ということ来て、特に事情のある分はないのだと、通常の計算で来ているのだというのであれば、それでいいのですよ。ただ多いから何か事情があるのでないのかと、こういうことです。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

先ほどお答えをいたしましたとおり、全体の数字が決まるのは7月になってからですが、暫定的に交付される部分がございます。その交付される分を今回の補正で計上したわけではなくて、一般財源として今回計上させていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で議案第47号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第48号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款総務費から5款老人保健拠出金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税から8款繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で議案第48号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

以上で議案2案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより本案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） （発言席） 質問いたします。

初めに、私、大きくは2つ質問を考えていたのですが、前段に、昨年この場で大変議論されました標茶小学校の少人数学級について、物理的な実情もあったのだと思いますけれども、僕は背景にいろんな努力がなされたのでないかなというふうにも思っています。いずれにしても結果オーライで、私も参観日に行って見てまいりましたけれども、本当に広々としたいい環境の中で子供たちの教育がされていましたし、見ていたら、全員が黒板に出て1時間以内に発言ができるような、そういう授業環境でもありました。それは昨年とは大きく違った内容だなというふうに思っています。昨年、私、道に交渉へ行って道の教育課長とお話ししたときに、同じ小学校2年生でも2学級以上ある学校については35人学級にすると。標茶小学校みたいに1学級しかないところは40人学級そのままだというのはおかしいのではないかということ言ったら、ただひたすら頭を下げるだけで、申しわけありませんと。それが、ことし行きましてお話を伺いましたら、向こうのほうで、加配ではあるけれども、すべての小学校2年生まで、2学年までは35人学級を実現いたしましたと、加配ではあるけれども。ということ言っていました。昨年3月、教育長と議論したときに教育長が、私たちだって相当努力しているのだと、札幌まで行って。その努力が実ったのだなと思って、本当に敬意を表したいなというふうに思っています。前段はそういうことで。

これから政権が約束していたとおり、順次35人学級が加配みたいな一時的なことではなくて、制度として実現されることを望みたいなということ申しまして質問に入りますが、新しい放射線の副読本が発行されました。従来の「わくわく原子カランド」や中学校の「チャレンジ！原子カワールド」、これらと基本的にどこが違うのか、まずそのことを伺いたいなというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） お答えいたします。

今回の災害を受けまして、ことし3月に各小中学校に配付されましたこの副読本であります、やはり東日本、災害を受けまして、その実情と合わせて指導の一助とするということで各小中学校に配付されているということでもあります。ですから、今までの配付した本とは違いまして、原子力の部分につきましては、そういったところが違うというふうに認識はしております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 実情に合わせてということではないのですね。大変な反省に立った上で中身を変えたのですね。従来の小学生向け「わくわく原子ランド」では、原子力発電所では放射性物質が外に漏れないよう5重の壁でしっかりと閉じ込められています、いわゆる安全神話ですよね。そこが崩れたわけですね、今回。変えざるを得なかった。中学校向けは、大きな地震や津波にも耐えられるよう設計されていますという、これも安全神話。これで今までずっともってきたわけなのですけれども、これが崩れたということを変えざるを得なかったと。実は、2,100万円の予算で3・11の前にこの副読本が編集し直されたのですよね、1回。それができ上がった後で3・11があって、それでこれではまずいということで、さらに2,100万円の予算だったのを3,700万円にして、今のいただいたこの「知っておきたい放射線のこと」という、こういう副読本ができたというふうに私は解釈しているのですが、町の教育委員会ではこれをどういうふうに扱ったのか、どういうふうに来たのか、どのように扱ったのか。そして、この副読本そのものをどういうふうに理解されているのかということ伺いたいというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） お答えいたします。

この副読本につきましては、昨年度、文部科学省のほうから配付についての通知が来まして、各学校において希望数を聞いて、すべての小中学校、児童生徒分配付しております。

この扱いにつきましては、各学校のあくまでもこの放射線、原子力の指導に関しましては学習指導要領の中のものとして指導するような方向で既に定められておりますので、その指導の一助として各学校で判断して使うというふうにしております。実際には現段階でこの本を使って時間を割いて指導するというよりも、現行の指導の中で必要に応じて資料として使うという方向で使われているというふうに判断しております。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうすると、カリキュラムも3月末に出ていると思いますのでわかると思うのですが、実際にはこの副読本を使って授業をするということは、本町の場合はないだろうというふうに判断してよろしいのですか。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） 今の教育課程編成を見る限り、この時間で特別時間を割いてというような、この副読本に関してその指導を起こしてやるという実態は見られません。ただ、今年度の授業の中では、例えば先生が被災地に行って実際に活動してきた方もいらっしゃいます。そういった体験の還流報告として、子供たちに授業を行ったという実態はございます。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 先ほどこの副読本の評……、きついかもしれませんけれども、文部科学省から、欲しいところとは言ったのかもしれませんけれども、半ば強制的におりてきたのだと思いますが、この副読本について、前回とはがらり変わったわけですね。評価をさっき聞いたのです。評価についてまだお答えになっていないので、教育長でもいいのですけれども、いかがでしょう。いや、どなたでも。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長、青木君。

○指導室長（青木 悟君） この副読本の内容についての評価についてですけれども、私個人的には理科専門なものですから、理科教師の立場として見た場合、やはり原子力あるいは放射能についての知識としては、非常に私は内容的にはわかりやすいものだというふうに思います。これまでこういった放射線、放射能に関する副読本はあったのですが、かなり指導する立場に立って作成されているなどは思います。ただ、放射能、放射線あるいは原子力に関しては、やはりまだ国の総括が終わっていないという部分があります。それから、保護者に関しても、安全・安心にかかわっては共通の認識だと思うのですけれども、その価値観に関しては、世論もまだ定まっていないのかなという気がしています。ですから、取り扱いに関しては、やはり学習指導要領の現行の上で使う部分を必要に応じて使うというのが今のところ学校の判断としてはいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 理科の専門家としては放射線の理解については正しいのではないかという評価なのですが、問題は、3・11以降さらに予算をアップして、安全神話が崩れたということも僕は加味されていないと思うのですけれども、加味されたふりをしてといいますか、書きかえられたということなのですが、教師の指導の留意点の中に、例えば100ミリシーベルト以下の低い放射線量と病気との関係については、明確な証拠がないということを理解できるようにするなんていうことを書いてあるのですよ。つまり、僕、小中高読みましたけれども、全体としては放射能は怖くないと。むしろ病気の治療とかいろんなことに役立っているのだということが主流なのです。私はそういうふうに。だから、先ほどあの3・11の事故からこっち、いろんなことで考え方が出てきたというふうに言いましたけれども、あの実態から、福島事故の件は数行ちらっと出ているけれども、それによって今どんな状態になっているのかということは1行も記されていないですね。だから、僕は、この放射能の副読本は非常に欠陥品だなというふうに思っています。

なぜこういうことを言うかという、そういう評価の仕方の違いがさまざまある中で、これを無差別に全小中学校に配るといことはいかなものかと。しかも、これをつくったのはだれかといったら、電力会社ですよ。電力会社と言い切れませんが、電力会社の経営陣らが理事を務める財団法人、ここに丸投げしているのですよね。そしてでき上がっているということなのです。だから、東電の事故を起こした、福島の事故を起こした、そういうご本人たちもかかわっているという中でつくられたこの副読本を、町の教育委員会が吟味をせず、吟味したのかもしれませんけれども、無批判にばっとばらまくというのはいかなものかというふうに思うのですが、どうですか、教育長。

○委員長（菊地誠道君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけれども、今指導室長のほうからも話しましたけれども、まだ総体、具体的にどういったものということの内容がしっかりと検証されていないのですよね。だから、そういった意味では、前の副読本から見ると一定程度はわかりやすく書いているということで、それはそれなりの評価もあるのですけれども、これからのいろんな放射線の程度といいますか、そういったものが一定程度はつきりデータとして出てきた段階で、またそういう副読本の改訂があるのかなというふうに思っていますので、当面は放射線は怖くないというとらえ方を前面にして考えていると言い方をされていますけれども、一定程度は人体に影響があるとか、そういったものの書き方もされていますので、そこだけを強調するのではなくて、総体でやっぱり物の見方をするというような考え方でいくべきではないかなというふうに私は思っております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） いや、僕これでやめようと思ったのですけれども、そういう答え方をされますとね。

大体これの前の「わくわくランド」なんかは、原子力の、原発の宣伝のためにつくられたような内容ですよね。ですよねって、だれもが認める内容ですよ、それは。その安全神話が崩れて、慌てて再度作り直したやつをまた3・11以降につくり直して、少しやわらかくして出した。だから、そういう副読本を私は、しかもあの事故を起こした、そして原因もまだ究明されていないような状態の中で、当事者が幹部を務めている財団法人に丸投げしてつくらせるような副読本を、私はもう少し注意を払って教育委員会は扱うべきではなかったのかということを行っているのですよ。

最後にそのことだけ伺って、次に移りたいのですが。移れるような答弁をして……

○委員長（菊地誠道君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけれども、いろんな意味で現状のことを正確に伝えるような内容のものがこれから出てくると思いますので、そういった意味では、現状はちょっと認識の甘さも当然あるというご指摘でございますので、これからについてはそういったもの、はっきりした内容のものが出来れば、またその活用もしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 質問を移します。

町長は、昨日、北電の7%節減について述べられました。一般的に、私なんかは態度が悪いほうだと思って反省しているのですが、節電をするということはとても大事なことで、これは日常的に取り組まなければならないことで、何も北電に言われなくても、みんながこれから地球の資源を考えると考えるべきではないことかなというふうには思うのですが、ただ、この提出の仕方が一昨年の猛暑を基準にして、原発がゼロになった場合大変だからということで7%の節電を国が出して、北電もそれを各自自治体に伝えると。それに自治体はこたえるという図式になっているわけですが、その7%節電の根拠というのを町長はどのようにとらえて受けとめたのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

2010年度の猛暑のときの北海道の必要量がたしか506万キロワットだと思いますけれども、それと現時点での北電での可能な発電量の差を見たときに、7%が必要という説明でございました。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それは北電が言っていることだと思うのですが、北電に対して安定供給を求めた場合に、私はまだまだ大丈夫なのではないかなというような感じがしているのですけれども、その辺のご見解はどうですか。

○委員長（菊地誠道君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

6月5日の釧路地域電力需給連絡会議の北電さん、それから経済産業局からの説明の中でそういったお話がありまして、私からお聞きをしたのは、2010年以降、国も一丸となって省エネ、節電に努力したはずではありませんか、そうすると今の時点でどのくらいの節電をすれば間に合うのですかというお尋ねをいたしましたところ、出せないとか、いろいろお話があったのですけれども、4%という見積もりをしていると。では今の生活から3.何%を節電すればよろしいのですよねという確認をしましたら、そういうことだというお答えでありました。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） わかりました。

先ほどたしか企画財政のほうからでしたか、節電をした場合に重要な公共施設の部分は、これはもう守っていきますよという、例えば病院とかということを言われたのでなか……、言いませんでしたか。それはどうですか、そういう点では。

○委員長（菊地誠道君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 町の考え方としては、北電さんから最初にご説明があって、全道平均で先ほど言いましたように2年前と比較して7%が必要だということでお話があった段階で、私どもとしては、やはり節電をできるところとできないところとある。特に本町の基幹産業は酪農であり、これは電気を使わないということにならない。そういった意味で、できるところでどのくらいやれば大丈夫なのですかというお話をさせていただいた中で、そういったお話があったわけでありまして、したがって、町でいろいろ提案をしておりますけれども、私どもとしては、やはりできるところはやると。トータルとして7%というものが実現をできればいいのではないのかなということで、そういったことでもありますので、それともう一点私が北電さんにお聞きをしたのは、クーラーを使わない道東の地域のいわゆる努力と、クーラーを使っているところの努力というのは違うのではないのかなというお話をさせていただいたのですけれども、それについては、全道で同じ考え方でみんなに負担をしてもらわなければいけないというのが北電さんのお考えということであります。ただ、現実問題としては、私どもとしてできるところ、夏の間にクーラーを使わない人たちがどうやって節電をするかというのは、非常に厳しいわけでありまして、やはり小まめな日常的な活動の中でやるしかない。そういったことがやればトータルとして7%になるのではないのかというのを私どもは申し上げているわけでありまして、ただ北電さんとしては安定的に電力を供給するという責務がありますので、そういった中で足りなかった場合に計画停電というものも考えなければいけないと、そうい

ったお話をされてきたのも事実であります。だから、それをどう判断していくのかということ
は、それぞれ受けとめ方があろうかと思えますけれども、私はやはり大事なものは、節電をできる
余力のあるところはそういった努力をするということが大事なのではないのかなと、そうい
うふうに考えておりますので、私どもの考え方としてはそういう考え方でございますので、ぜ
ひご理解をいただきたい。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） おおむね理解をしました。

計画停電なんていうのは、もうおどしみたいなので、私は到底容認できないのですが、ち
ょっと角度を変えてあと1個だけ質問させていただきたいのですが、一昨年ですか、昨年でし
ょうか、国道391の街灯が間引きされたことがあったのですね。それで、その町の内の人から
もお話を伺ったりしたのですが、結果的にはそれは住民に知らせないまま勝手にどんどん間引
きしていくと、街灯を。非常に危険なところもあるということで、多分お話を伺いましたら、
町内会の開運、僕が聞いたのは開運でしたけれども、町内会の方々のご努力とそれから役場の
努力で、その間引きした部分を原状に復したと、もとに戻したということがありました。

今回、この節電7%ということを出したわけですが、これからまたそういうような事態
があるのかどうなのか、ちょっと。ある可能性があるのかどうかということをお伺いしたいのです。

○委員長（菊地誠道君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思えますけれども、委員も先ほど冒頭のお話の中
で、やはり限られた資源をどうやって使うかという中で、省エネ、節電というのは、できる
ものはやっつけていかなければいけない。

過日、札幌の地下歩行空間の照明も24%削減というお話が出ておりました。日本の照明がや
はり明る過ぎるというのは、これは世界的に言われていることでありまして、ただそのことと
安全がどこまで担保されるかということはいろいろなお話があるかと思えますけれども、や
はり今までは何だかんだいっても、電気をどうやって使って快適な生活をということの中で、
私どもがいろんな選択肢をしてきたことは事実だと思います。昨年の大震災を機に、本当にこ
れだけ電気を使わなければいけないのかというような世論が喚起されたということは事実で
ありまして、それ以前に日本においても地球温暖化等々の中で、今までは大量生産、大量消費、
大量廃棄というライフスタイルの中で繁栄を築いてきたけれども、やはりこれからはそうはな
らないと。昨年の10月に70億人を超えたいわゆる地球人口が、大体95億人ぐらいしか養えない
と。

そういったいろんな問題の中で、やはり今までそれが当たり前といった考え方の中で、少し
我慢できるものについては我慢をしましょうという中で省エネ、節電という考え方が出てきた
と思います。ただ、そのことと、いわゆる安全が担保されないということはまた別の問題であ
りまして、どこまで我慢できるかというのは、今まで非常に我々ぜいたくになれているわけ
ですから、その程度を下げるという部分に関してはいろいろなお話があろうかと思えますけれ
ども、それでも何も問題ないということでもありますね。だって、昔はそんなに明るかったわけ
ではないわけですから、そういった中でどこまでエネルギー全体の浪費を抑えていけるか。そ
れはやはり町民の皆様のご理解をいただきながら、みんなで取り組んでいくこと、それが私は
肝要ではないのかなと、そのように考えております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 町長の言われている理念については、私全く異存はありません。

具体的にそういう例えば街灯を間引きするかもしれないよというお話が、北電のほうからあったのかどうなのかということをお話をさっき伺ったのですけれども。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

昨年の経緯につきましては、委員おっしゃったとおりの部分になっています。本年度につきましては、今のところそういうような話というのは承ってございません。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） （発言席） 私のほうから、2点お聞きしたいと思っています。

まず、1点目は、先ほどありました商工会青年部の関係でお試し住宅ということで、とりあえず補助金を計上したという話でございましたけれども、昨年のというか、私、議員になってから何回か移住・定住の話も一般質問でさせていただきましたし、転地型テレワークの話もさせていただきました。非常にこの移住に関しては、僕は大事なことだと思っていて、やはりどんどん人口が減る中でこの地に人を呼び込むという意味では、非常に有効な手段だと思っていますし、また将来的な日本の人口が8,000万なんて話が出ていますけれども、そういうのも考えたときに、これはちょっと大きな話ですけれども、移民政策なんかも必要でないかと思っているぐらいです。

そんな中でやっぱり本町においても、移住・定住に関しては非常に重要なテーマだと思うのですが、たまたまきのうこれが出ていたものですから、いわゆる標茶町のウェブサイトプリントアウトしてみました。この中に、ちゃんと移住相談とあります。標茶町も住んでみたい北海道推進会議のメンバーでありますし、町商工会もそうです。それから、観光協会もそうですし、私個人も会社として入っています。この中では、ちょっと暮らし体験ということで、非常に各町村が競ってやっているような状況がありますし、先般の総会の後にも、町にもこういう冊子が送られてきていると思うのですが、その中できのう移住相談のページをめくってみました。確かに移住相談ワンストップ窓口ということで出てきます。そして、そこに住まい情報とかいろいろありまして、それにも入っていきますと、住まい情報に関しては、町営住宅の団地名と家賃だけです。さらには、不動産ネットワーク、これは市街地にある土地、建物の物件のみです。何か住んでみたい北海道推進会議が言っているやつとずれているような気が非常にするのです、うちのウェブサイトは。既に標茶町には何名かの方が移住されているけれども、そういう人方の声が全く載っていないのですよ。何か情報発信するサイトとしては非常に不備なのかなというふうに感じました。

そんな中でお聞きしたいのですが、まず移住・定住に関して、僕は、先ほども言いましたように、人口を減らさないという意味では非常に有効的な手段だと思っているのですが、それについての町長の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） この件に関しては、以前にも委員からご質問がありまして、私どもと

してはできる限りの努力をしているつもりでありますけれども、何か気のついたことですか、利用されてこういったことがあるのではないかとということがあれば、ぜひ担当のほうにお知らせをいただきたいということを再三申し上げているわけでありまして、そういった意味でサイトを運営する側としてはそういった努力もしていかなければいけませんけれども、ただどういったものが、実際にあけてみてこういったところは不備ですよ、こういった情報があったらいいのではないのでしょうか等々について、ぜひふだんから担当のほうにお寄せをいただければ非常にありがたいなと考えております。

実際に、ほかに多くの移住者を受け入れている自治体等々の状況等についても、私もある程度は理解しておりますけれども、本町におきましても本町のよさを理解していただいて、実際に何軒かの方が移住してこられておられるのも事実でございまして、そのときにそういった方たちから評価をいただいているのは、担当が非常に親切に対応していただいて、そのことがやはり決定した原因であるという評価もいただいております、私どもとしては情報発信だけでなく、そういった意味での対応の充実というものが一番大事なのかなというふうに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） まさに町長言われたとおり私も同じなのですが、情報に関しては僕も何度か副町長等にもお話ししているつもりですし、今非常に町長重要なことを言われたのですが、相談に伺ったら担当者が非常に親切だったと。それで決めたと。ただし、そういうことが一つも載っていないのですね、そういうコメントすらも。そういうのも一つの非常に重要なことだと思いますし、確かに言われるとおり私たちが持っている情報も役所のほうにお届けしたいと思います。

そんな中でちょっと先ほどのお試し住宅。ちょっと暮らし、これは推進会議でやっているちょっと暮らし住宅ですけれども、お試し住宅とどう違うのかちょっと理解に苦しむのですけれども、ただ標茶は、もちろんご存じのように、塘路から虹別まで全体でいくといろんな地域性があります。そんな中で、では標茶全体を知ってもらおうと思ったときに、では1カ所だけでいいのかと。ただ、先ほど塘路も候補に挙げているみたいなことを言っていましたので、それは理解するのですが、ただやはりきちっとその地域地域を知ってもらう上でも、もう少し各所に設けるなど幅広い展開が必要でないかと思えます。

今回は206万円、補助ですから300万円程度の事業だと思うのですがけれども、それで中身が家電の購入、内装・外装のペンキ。これ例えば、今皆さんだつて高断熱、高気密の住宅に入って、冬はパントー一丁でも家の中で暮らせるような家に住んでいるわけですよ。この今回の予定の建物がそうなるかどうかわかりませんが、実際に自分たちが今住んでいる状況と同様なことをやっぱりやるべきだと思うのです。そのためにはこの予算で本当がいいのかというのは非常に疑問がありますし、先ほど言いましたように、地域性とか、今後どんどん移住者に情報を発信する上でも、もっと根本的に、空き家を改修するとかではなくて、きちんと町としてそういう施設、例えばこれ清里町なんかは完全に「木沢山（こたくさん）の家・のむら2」とかつくっているのですね。当別もそうです。浦河も牧場が見えるようなところにつくって、この間テレビにも出ていましたけれども、各町村そういうふうに力を入れています。その中でもやはり当町にできるだけ来ていただくためにも、今言ったような空き住宅を改修して、そこで

ちょっとお試し暮らしをやってもらう。ただ、夏だったらいいかもわからないけれども冬だったら寒くていられないということのないようにしたいと思うのですけれども、そういうのを考えると、やはり町の施設としてきちっと、何軒かでもいいのですが、各地域にそういうのを持つということが必要ではないかと思うのですけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしました。まず今回は第1弾ということで、お試し住宅のお試しということで進めさせていただきたいなと思っております。ただ、今後も移住予定の方から問い合わせ等がたくさん出た場合には、今委員おっしゃったように、戸数を広げていくような検討も必要かと思っております。

それから、今回の消防住宅の改修がちょっと暮らし・お試し住宅に相応しているのかというお尋ねだと思いますが、実際にその棟に住んでいる方がいらっしゃいますので、標茶町で移住体験の住むということに対しては、この金額で対応できると考えております。

今後の部分につきましては、ちょっと私のほうからお答えをできませんので、副町長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをしたいと思います。

委員のほうから非常に貴重なご意見をちょうだいしたというふうに思っております。今、企画財政課長のほうで話しましたが、これをスタートラインとしているところであります。そして、やはり何より大きいのは、民間の皆さんと一緒に、ともに進めていくということが非常に大きな部分だというふうに思っているところであります。これについては単年度で終わる話ではないというふうに私も思っていますし、引き続きやるためには町の皆さんと一緒にその手だてを行っていく、そしてもう一つは、そこの中から商業的、工業的にもそこに派生をしていくというようなことが非常に長続きをする一つの要因ではないかというふうに思っていますので、今後も引き続き努力をしていきたいというふうに思っています。

まさしく棟数だけを集めるだけでなく、やはり質も高めていかなければならないということだと思いますし、標茶の特異性といいますか、そういうものをさらに検証しながら進めていく必要があると思っておりますので、さらなる努力を町の皆さんと手を携えながら進めていきたいと思っておりますし、この方向につきましては、町としても積極的に進めていきたい一つのものであるというふうにとらまえておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 副町長、非常に今後とも力強く進めていただけるような話でございます。前にも副町長からちょっとお聞きしたのですが、やはり問い合わせの中で、町内の業者のパンフレットを集めて送ったり、いろいろやっていただいているのは十分承知しています。ただ、お試し暮らしを本当に有効に活用していくためには、今言ったように、今後どういう展開をしていくかというのが、それぞれ町民、私どもを含めた中でいろんな協議をして有効な手だてを考えていくべきだと思っておりますので、非常に先ほどの答弁は僕も同感でございますが、さらに転地型テレワークの話ですけれども、やはりそういうことが1つベースになって転地型

テレワーク、これはいい例がインスマタルさんですけれども、そういうのも生まれてくると思いますので、それらも踏まえた上での今後の対応を考えていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

さきの一般質問等での答えにもありましたが、移住をしていただく、定住をしていただく、そういう部分でいきますと、地域の中での定住の要件とといいますと、やはり幅広い年齢層でいきますと就労等も出てくると思います。そういう部分では、せつかくのこれまでの事例の積み重ねもありますので、さらに強化しながら対応してまいりたいと考えていますので、ご理解願います。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） それでは、ちょっと私、移住に関しては言いたいことを言いましたので、次に移りたいと思います。

先ほどのLEDの問題ですけれども、これ当然商工会と協議を進められたということで、私の家も白熱球が多かったものですから、既に3,980円の時代に全部取りかえてしまって失敗したなと思っていたのですけれども、そして2人でいれば10個ですからいいなと思っていたのですけれども、ただ、きのうの新聞ですか、きょうの新聞ですか、これLEDの基準というのは経産省の基準でまだ決まっていないのですね。それで、消費者庁が調べたら、12社が表示と違っていたと。ひどいところは表示の30%しか能力が出ていないと。たまたまこれは外国製の製品で、私も経験したことがあるのですけれども、何カ月も使わないうちにすぐ使えなくなった、そんなものもありました。そういう意味ではやはりまだまだ開発途上なのかなとは思いますが、ただ先ほど企画財政課長が言ったように、日本の各メーカーさんの白熱球はやめ始めていますので、今後当然のごとくこれにかえていかなければならないのだろうと思います。

今回は商工会が窓口ですから、当然町内のお店から購入したものに対してのお買い物券による3分の2の助成だと思うのですけれども、先ほど一番最初のお話の中で目的なのですが、節電の一翼としていくのか、経済効果を高めるためにいくのか、それは両方兼ねているのか、まずその辺ちょっと一度お聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

当初の目的としましては、地球温暖化防止対策として考えておりましたが、先ほど町長お答えしましたように、急に7%の節電要請という部分もございました。ただ、それ以前からこのお話を商工会と進めておりましたので、地球温暖化防止の省エネルギーと、もう一つは、こちらのほうが大切なのですが、地域循環を高めるという部分でございます。それは、3分の2の補助をお金ではなくて商品券でお返しをして、その商品券を地元でまた使っていただくというのが目的の第一で、2番目が地球温暖化防止という形で私どものほうは考えさせていただければなと思って、商工会さんのほうには相談をいたしました。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 私も商工会の理事もやっていますからちょっと話は聞いていたのですが、そういうことでお買い物券を使っていただくのは非常にありがたいと思っていますけれども、ただ、これ白熱球、一般住宅で、先ほど課長は玄関、階段、4カ所ぐらい言いましたけれ

ども、実際いろんなところで聞いたら、大体自分のところで3カ所しかない。ひどいところは2カ所しかないというのね。ひどいところといたら変な言い方だけれども、2カ所しかない。では、それを例えばやったからといって、どれだけ効果があるか自分たちも疑問だ、そのために例えばテレビ等で放送されているのは約10倍ぐらいの値段のものを買うわけですよ。今平均で1,900円と言っていましたから。そうすると、本当にやる人がたくさん出るのかということも僕には疑問もありますし、ただ1,000球ということでしたので、1,000球をやった経済効果がどれだけあるかなというのちょっと疑問視するところなのですから、これを例えばもう少し枠を広げて、ちょっと戻りますけれども、要はさっき言われた場所は限定的なのです、使う時間帯が。玄関なんて夜しかつけませんね。夜も一時的につけるだけです。それから、トイレもそうですね、入ったときぐらい。それから、洗面所とかもそうです。ただ、浴室なんかも白熱球が多いですから、当然同じような状況です。だから、時間的に言うとやっぱり一番皆さんが電気を使う、照明として使うような場所について拡大する意向がないのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

今回、LED電球に限りましたのは、当初明るさを求めたのは白熱電球から生活としては始まったわけですが、その次の省エネタイプとして蛍光管が出てまいりました。それで、時代の流れ的に次にLEDという形になっておりますが、蛍光管自体がもう省エネタイプでございます。時代の流れ、時代の趨勢で、蛍光管よりもより節電タイプのあるLEDにすべきだということが流れ的に確定すれば、拡大をすべきなのではないかなとは思っておりますが、今回の補助対象としましては、一番効果があります白熱電球を対象としております。なぜ白熱電球を対象にしたかと申しますと、今白熱電球が残っているところは比較的つけたり消したりするのが頻繁にする箇所だと思います。それは蛍光灯がなじまない場所であります。蛍光灯は安定的に点灯はしておりますが、つけたり消したりするには大抵弱い電器でございます。その部分でいきますと、今回白熱電球の場所をLED化することによって節電にもなりますし、省エネルギーにもなりますし、先ほど言った地域循環の向上にも役立つということで、今回は蛍光管を対象にせず、白熱電球を対象とさせていただいたところです。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） ちょっと僕、認識が違うのですけれども、今は蛍光管でも電球タイプというのは即ぱっとつくやつがあるのです。別にスイッチを押してから何秒間か待たないといけないというのもないですし、そういう意味ではちょっと認識が違うのです。ただ、ここにはいいですね、今居間で使うようなサークルタイプでも、もう既にLEDタイプのが出ています。かなり種類も出て、ただ値段としては2万5,000円ぐらいはするのでないかと思います。よく、庁舎もそうだと思うのですけれども、直管の蛍光管に関しては、あれは安定器も交換しなければなくて今1本につき1万数千円かかると思うのですけれども、ただ住宅の中で一番使用頻度が高いところがやっぱり効果があるのでないか。ただ、言われたように、蛍光管が白熱球に比べたらはるかに電気の使用量は少ないです。確かにそのとおりですけれども、もう既に例えば白熱色であっても蛍光管にかえているところだってあるかもわからないですよ。そういう意味では、もう少し中身を限定してもいいですから、1人5個なんて言わないで、1軒にこ

れまでとかと限定でもいいですから、常時使うような場所のやつも考えていただきたいということをお願いするとともに、今後、例えばこれは1,000球で終わらない、先ほど言ったように、1人5球ずつ買って4人いたら20球で、では僕だったらうちの娘のところに送ってやるかとなったら、数が足りなくなると。そうなった場合に、今後とも枠をとってでも対応していくということを考えているのか、先ほどちょっと言っていましたけれども、それをもう一度お聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

今回商工会さんが主体となってやる部分についての町の補助につきましては、今後どう世の中が変わっていくかわかりませんが、より節約をする、より節電をするというような要請等があったときには、蛍光灯が違う電灯に変わっていく時代も来るのかなとは思っておりますが、今のところ今回の補助の部分に対しては、白熱電球をLED化するというだけで限定をさせていただきますと思います。

それと、先ほどの1人5個というお話でございましたが、この補正予算が通った後、商工会さんのほうで事業着手をするわけですが、短期集中型、2カ月から3カ月の期限を切って進めていきたいというお話でございました。先ほどの1,000球というお話は、2,000円を補助した場合には1,000球程度の予算規模という説明でございます。なぜ世帯にしなかったのかという他の委員さんの質問もございましたが、商工会のほうで、窓口で世帯の確認の方法がなかなか難しいという、それでぜひ1人ということにしていきたいということで、今回は1人5個までという形で協議を調べております。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 今、課長が言ったのは、最初僕目的を聞いたときのとちょっと違うかなと思ったのですけれども、先ほどはやっぱり経済循環、経済効果も含めた中での地球温暖化防止と2つ言っていましたよね。今は、節電効果、節電の話から始まって、節電の要請が今回はあったからなのかわからないけれども、節電対策みたいな話でしたけれども、それは今回たまたま節電の話があっただけで、やはりこれは先ほど言われたように、地球温暖化の防止の観点からも継続していくべきだと思うのです。そういう意味では、やはり今商工会と協議していただいて、さらに必要な部分があれば進めていただきたいなというふうに考えます。

以上、私の質問はこれで終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今回の補正にかかわる取り組みにつきましては、先ほど企画財政課長が説明しました商工会との積み重ねの部分ですので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、地球温暖化防止、省エネルギー対策、そして地域経済の活性化と地域内循環というのは、これは常に重大なテーマであると思っておりますので、どういう形で進めるかは別にして、これらについては課題、それから政策として進めていく方向で検討を重ね、そして町内の各団体とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員（熊谷善行君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時10分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

ほかに質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君）（発言席） 先ほど企画財政課長と交付税の話したのですが、ちょっと確認だけしておきたいと思いますけれども、6月に入ってきた交付税、いわゆる1億6,000万円の関係なのですが、交付税のたしか課長答弁は一般会計で対応しているということは、私の意味のとらえ方が違っていたら違っていたと言ってください。交付税はまだ来ないけれども、とりあえず決定が7月なり8月になるから、その間はうちにあるお金で対応していると、こういう意味ですか。それとも、交付税は来ているということですか。その辺どんな意味だったのかなと思って、ちょっとそこだけ確認させてください。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

先ほどの答弁の中身でございますが、4月と6月に暫定の交付税が入ってきますが、今回補正対応させていただいた数字は歳入済みという数字ではなくて、あくまでも予算として一般財源で計上させていただいているということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そうしたら、決定ではないけれども、確定した時点で今度は今までの分も差っ引きながら、9月、11月に入ってくるという、そういうことだということでもいいのですね。そういうことですね。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 委員おっしゃったとおり、あと9月と11月に普通交付税が入ってまいります。予算計上の部分につきましては、来年3月までにすべての歳入を計上させていただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、わかりました。それで精算も、そういうことでもって決まった時点でちゃんとした精算をしていくと、こういうことで。

先ほど来お話が出ておりました北海道のこの電力の7%の関係は、大体議論でわかりましたけれども、今までうちのほうの関係でCO₂の関係なのですが、計画も立ててはありましたし、またこれの効果というか、この実績はどのように押さえたのか、ちょっとお話を聞かせていただきたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

平成17年の12月に地球温暖化防止実行計画を策定いたしまして、現在2期目の進行管理を行

っているところでございます。直近の数字で申し上げますと、平成23年度の二酸化炭素の排出量は6,249トンでございます。削減率につきましては、5.9%の削減率となっております。基準年は平成15年度でございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 基準年度は15年ということは、今、最近の年度でこれ押さえた時点ではどのくらいまで、施設ごとに計画しましたよね。施設ごとに何か計画書をつくって……、つくらなかったっけ。病院だとか水道課だとかという、そういう総体でもって、例えばガソリンだとか軽油だとか、そういうのは当初計画したときのやつで、実績はどんなになったのか。そういう実際のガソリンだとか軽油だとかというものを当初押さえた時点では、どんなような配分になっているのか。

押さえているか。いや、押さえていなかったら押さえていないでいい。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

当初策定をしたとき、2期目の策定をしたときも、各学校や今おっしゃられました病院ですとか、やすらぎ園ですとか、ここの中のエネルギーの消費量をすべて計算して、ガソリンですとか灯油ですとかガス等を合わせて23年度の排出につきましては、6,249トンという積み上げになっております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これは今現在も引き続きその努力はされていて、新しく何か内部でもって目標を、その後、目標か何か立てているというようなことはありますか。もし、ないにしても、やはりこれは持続して内部でやっていかなければならないことだなど思っているものですか、その辺ちょっと聞いておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

平成23年7月に第2期の実行計画を策定した中でも、二酸化炭素を極端に減らすというような決定打を見出すことができませんでしたので、少しずつ少しずつ努力をした積み上げとして地球温暖化防止対策を進めていくということで確認をいたしたところでございます。目標としては、2.2%の削減を目標値として掲げております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これは引き続きそういうことで頑張っていたきたいなと、このように思います。

次、うちのごみの焼却施設の関係なのでありますけれども、平成22年に、これ私も厚生文教委員会の委員を務めておまして、そのときに委員会の所見も町のほうに議会で報告をされている件であります。いわゆる耐用年数24年で来ますよと。償還も終わりますよ。そして、早く言えば、そういう焼却炉の耐用年数がもう目の前に迫っているし、今後これをどうするのか、広域なのか、それからまたどこかの町村とでも組んでやっていくのかということがもう時期的にそういう話が出てきていいのかなと。また、出る前に町長部局の中でそういう話がされているのだろうと。されているとすれば、どのような話になっているのかな。できれば議会と相談をして、やはり物事を諮っていききたいなと思っているものですから、時間的にもう24年です。

償却も終わっていることになってきています。この辺はどんな話し合いになっているのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

焼却施設につきましては、今、委員のほうからありましたように、当初24年で一定程度の耐用年数を迎えるという形になっておりますが、現在、ことしの当初予算も、ご存じのように一部改修をしながら、延命措置をかけながら今使っているという状況でございます。

それで、委員ご存じのように、これからの方向性については、過去、厚生文教委員会でも視察等を含めてご議論いただいているということも踏まえまして、一定程度方向性としましては、管内の状況につきましては、一部広域で処理をしているところ、標茶、それから厚岸、浜中のように単独で現在の施設の耐用年数を見ながら今後の方向性を考えるところというのが管内の状況かなと思います。そこで、担当レベルでは、現在、現システムがまず何年まで、ある程度これから先使用可能かということもまず最優先しながら、今、委託をしている会社を通じていろいろな調査の話をしているところでございます。それとあわせて、厚生文教委員会でも先進地を視察したりしておりますが、例えば単独でいく場合には現状でどのような処理方法があるのか、現在、焼却という形ですけれども、焼却以外に燃料化とかさまざまな今ごみ処理の方法が確立されてきています。ただ、確立はされているのですが、その効果につきましては、まだまだいろんな課題を抱えながらそれぞれのところがやっているというような状況も推察していますので、あともう一つは管内の広域に入った場合の費用対効果を含めてどうなのか、その辺の判断を一定程度、来年の恐らく方向性も含めて今基礎的な検討を進めていて、来年以降、ではどういう形で具体的に検討素材にのせていくのかというような時期なのかなというふう担当のほうでは今押さえているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 理事者のほうはどうですか、この件については。気にはとめていていると思うのですが、担当のほうで今答弁したようなことなのですが、理事者のほうはどのような受けとめ方をしているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

基本的には、今、住民課長が説明したとおりであります。かねてより方法については、現状の施設を延命させていくか、もう一つは釧路の広域に加盟していくか、もう一つは平成13年度から広域の議論があったときに東部と西部に分けた形がありましたけれども、その東部地区、今現状ではそれは標茶、弟子屈、厚岸、浜中という4町でありますけれども、そこで今、弟子屈は広域、釧路に入っていますし、浜中は根室に委託をしている状態だというふうに思います。それらも含めて、もとの東部地区でやった場合にどうかというようなことも、4町含めての議論も1つあると思います。

そしてまた、この中で非常に重要なのは、焼却の部分があるのですけれども、では不燃ごみについてはそれぞれ独自でまた処理をしていかなければならないと。それらも含めて検討を早急にしていかなければならない。そして、新たに最終処分場の年次といいますか、そういうものも含めて検討しなければならぬ状況下になっておりますので、それらも含めて早急に方向

性は出さなければならないというふうに考えているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いずれにしても、これもう時期が迫ってきています。25年までの過疎計画にしても、いろんな計画の中に入っていますけれども、総合計画の中にも25年までのやつ載っていますけれども、いずれにしても、もうこれ検討しないで通れるわけではないわけですから、できるだけ時間の余裕があって皆さんで議論ができるような形を考えながら、町のほうでこのごみのほうについては、できるだけ早い機会にそういう物の考え方をまとめたものを出していただきたいなど、このように思います。

それでは、ごみの話をしたついでに、やっぱりこの焼却炉、生ごみというのは相当このごみ焼却の機械を傷めるというのは、例えば普通のごみを焼くよりも生ごみというのは相当傷みが強いのではないかと思うのですけれども、担当している課長のほうはこの辺は、焼却の傷みというのはどうですか、普通の生ごみのほうが、焼却炉というのですか、これがだめになっていくのが大きいのではないのですか、普通のごみよりも。その辺はどんなとらえ方をしていますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

うちの場合は分別をして最終的には焼却炉で生ごみについても焼却処理をしているという状況については、委員もご存じのことだと思うのですが、生ごみの分の炉を傷める影響度がどうかという部分については、担当レベルでもそこまで分析した資料というのは今手元には持ち合わせはしておりませんが、最新の新しく進んでいろいろ研究されているごみ処理では、可燃物については燃料化をしてペレット化をすとか、あるいは生ごみの分別を徹底して、その前段で生ごみについては別に堆肥化をして、地域循環型という形で地元の産業に貢献する形で提供していくとか、独自処理をやっているところが主なのですけれども、そういうところが今ふえてきているというのはいろんな業界からの情報でいただいているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それでは、分けてちょっと入らせてもらいますけれども、例えばシカだとか、それからまた、ああいう動物、犬だとか、そういう関係もあそこで焼くわけですが、その辺、シカは大体年間どのくらいあそこで処理されているのでしょうか。

それから、犬、猫なのですが、それらの区分はどうですか。

そして、特に知りたいのは、上オソにいる犬の処分や何かがなくなったときの処分なのですが、あれらは大体どのくらいうちの焼却炉の中に入っているかわかりませんか。わからなかったらわからないでいいですよ。わかる範囲内で。この件についてはまた別な機会にやりますからこの程度にしておきますけれども、わかれば頭数を、あの焼却炉で焼いている頭数がわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） まず、野犬の部分についてお答えをしたいと思います。まず23年度の捕獲の部分でいきますと59頭、そのうち処分をしたものということでは39頭になってございます。

ただ、委員ご質問の処分した犬の所在、どこの犬かということについては、捕獲については町内広域でやっていますので、エリアを指定するという事は非常に難しいということでご理

解をいただきたいと思います。

それから、シカの部分につきましては、ちょっと手元に捕獲頭数、私のところで今押さえていませんので、農林課のほうから答弁いただきます。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 以前にシカの処理の関係で住民課からいただいた数字がありまして、若干古くて22年度の実績なのですけれども、こちらでは150頭で9,830キログラムというふうに伺っております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、やっぱりこういう動物というか、こういう大きなものを処理していくわけですから、かなり焼却のほうの影響も大きくなるなというふうに思うわけですが、またこれ今度こういうものを独自で考えるというときには、やはりこういう大きなものが抵抗なく焼けるようなものに、早く焼けて早く処理できるというようなふうになっていかないと、なかなかシカの処理も犬の処理も大変でないのかなと、こう思うのですが、その点、ごみのこの機械とあわせて、いろいろ検討するときには検討の材料で入れて考えていただきたいと思うのですが、副町長どうですか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

廃棄物処理につきましては、その土地土地特有の部分の課題もあります。現状の本町の焼却炉につきましては、側面投入口がありまして、あれは先ほどの小動物等を処理する際には非常に有効な手だて、そのような工夫等もそれぞれ念頭に置きながら進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） では、質問を変えて、先ほど深見委員のほうからも質問がありましたけれども、国民健康保険事業の今回の5,000万円の関係、経済対策として入れていただいて、私もこの5,000万円入れていただいてよかったなど。そして、基準的にはこれも私なりで線引きをしながら考えているのは、もともとある約束されている、1つは国の通達分のルール分は全額繰り入れいたしますよ、そして人口で支援もしましよと。人口支援分は被保険者の数を引いて、1人1万円ぐらいだと住民の方々に支持というか、賛成してもらえないだろうか。不公平だということにはならないのでないのだろうかというようなことで、あわせて滞納繰越分の保険税だとか、その他繰り越している分、そういう分も見て、もしそれがあれば貸し付けとしてこの保険事業勘定で受けて、入ったらそれを埋めようやと。そういう計算をして、私なりに前年度の、23年度のやつも5,000万円ちょうど経済対策ということで町長のほうでやっていたから、私なりで計算もしてみました。それで、やはりこれが余りにも、私も国保の人間ですけれども、出るお金がすべて一般財源で賄えるのだったら、私もこういう今言ったようなことをしないで一般財源でどんどんどんどんやっていけと言うのですが、これがまた一般に一生懸命働いている社会保険を使っている人方のことから見ても、そんなルールにはなかなかない。それで、こういうようなことを、平成7年です、これ考えたのは。平成7年にこういうものを考えて今日まで来て、去年のやつも当てはめて具体的に見たのですよ。ただ、私わからないのは、繰越滞納分や何かがちょっとわからないのです。だけれども、

多少こんな程度、2,000万円ぐらいがあったとしても、療養給付金の過年度分だとかいろいろありますから、そんなのを引いたら1,000万円内外で済むかなというのを頭に入れて計算を試みたら、やはり町長が出してくれたやつの経済対策ということは、本当に多少出て、大体守らなければならないようなところで終わっているのですが、今度の考え方は、この5,000万円の経済対策はどのような基準というか基礎でお考えになられたのか、私は非常にいいことだなと思っているのですけれども、そこのところを聞いておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

今般5,000万円の一般財源投入ということの基本的な考え方ということですが、委員十分ご承知のとおり、国保の会計につきましては、医療費総体がまずあって、それに対して国、道、地方なり負担をするという部分があって、それに保険税をプラスして国保を運営していくというのが基本形になっております。

前段、住民課長、それから税務課長のほうからも説明あったとは思いますが、今日的な経済情勢をかながみした場合に、とりわけ300万円以下の所得の階層が約76%の方が占めている、そしてそこに一番大きなしわ寄せが行く。そして、一方で収納率を見た場合に、平均値が約95%だとすると、その平均値を割っているところがその階層にあるということになります。それらを考えますと、そのまま通常の課税をした場合に、収納率がかなり落ち込むだろうと。そのときに埋め込む部分といいますのは、どうしても一般財源を投入するか、もしくは繰り上げ充用するかという方法になってしまいますので、繰り上げ充用になった場合には雪だるま式になってしまうというのが、これは大体想定される部分であります。その中でやはり見た場合には、現実的には現行税率が精いっぱいではないかということがあって、町長は経済対策として決断をしたということになります。その5,000万円の金額といいますのは、通常かかる分と、それから税金を見込んだ場合のその差ということになります。一つの目安としては、委員ご案内のとおり、ここ数年間、雇用・経済対策としてやらざるを得なかったということがありますが、それがルール分とルール外を含めましておおむね1億1,000万円強というところになってございます。その範疇でおさめることを念頭に入れながら進めてまいりました。先ほど来ありました平成7年以降にあったその非被用者を意識した部分等々のことももちろんありましたが、それらのものも含めまして議会の皆様のご理解をいただきながら、今日的な一つの目安というのが1億1,000万円強というところだというふうに判断して今日に至ってございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、副町長の言われたので私もそうだなという理解をすると、その辺をやはり頭に入れて、住民課長は議会で今まで活躍されていたばかりですから、これからそういうふうにお考えになるのではないかなとは思いますが、そういうふうに私自身今一番あれだなと迷ったのは、いわゆる後期高齢者の人口が1,300人いるのですよ。だから、この人口をどういうふうに理解して国保との絡みを考えたらいいのかなというのがまず1つありまして、特に考えることがないのであれば、非常に今副町長が言ったような考え方で進んでいただくということがよかろうかなと。そして、今言われた繰り上げ充用は、もうこれはやってはいけないことですから、これはやはりよっぽど標茶が本当にどうもこうもなくなってきたときにそんなことも考えるときが来るのかどうか知りませんが、それは考えたくない話だな

と、こう思いますので、そういう基準でやってもらうということで私は結構かなと、このように思います。

それともう一つ、国保に入った質問ですが、今回、国保財政の法律、いろいろ変わってきているわけですが、国民健康保険税のいわゆる定率の負担が現行34%から32%に下がってきましたですね。それだけ今度お金がうちのほうで入らなくなるわけですが、これが今まで調整交付金の関係で7%くらいやっていたよね。それが今度2%これ減になることによって9%くらいになるのですが、これがこうなったとしたら、今度は町村のほうにこの2%のなった分はどうでしょうか、これ。財源をやっぱり拠出せというような話になるのではないのかなというのがまず1つあるのですけれども、その辺今の段階での情報はどうですか。お聞きしておきたいのですが。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

委員ご存じのように、国の給付の率が変わってきておまして、それで今委員がご心配の普通調整交付金と特別調整交付金につきましては、実はここ数年、金額が大きく変動してきております。過去の決算数値で申し上げますと、例えば21年度あたりですと普通調整交付金で約3,000万円、特別調整交付金で600万円ほどありました。昨年の23年度は、普通調整交付金が110万1,700円、特別調整交付金が34万3,000円というふうに変化してきております。この一番影響があるのは、実は東日本の大震災の影響がありまして、本来、普通調整交付金というのは、所得の低い保険者のほうに厚く補てんされるという地方交付税と同じような意味での交付金だと思うのですが、そこがなかなかそういうふうには、ここ最近急激な落ち込みをしているということと、あと特別調整交付金につきましても、配分の方先がやっぱり被災地に最優先で回るというような話が見えてきておまして、特にこの辺につきましても、見込みがなかなか立たないという状況の中で、現在、国保財政を運営しなければならないということになっておりますので、まだ今年度の方向はよく見えておりませんが、そういう状況だということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いずれにしても、なかなか環境が厳しくなっておりますから、本当にこの国保の財政にしても、いろんな介護保険にしても、大変な環境に置かれていて、できるだけ住民に負担のないように、サービスは最大限にやって負担は全然したくないというのが本当に我々なのですから、最低限のやはり負担で最高のサービスだと言えるように、ある程度の負担をしてもらいながら、そのバランスがあると思いますけれども、人間なんて欲を言えば何も金を出さないでやってもらうことが一番いいわけですから、そんなわけにはなかなかならないと。だから、特に国保事業もひっくるめて、住民の健康管理だけには十二分にこの指導の体制を強めていただいて、できるだけ、病院の経営もありますけれども、入院したり重い病気にかからないような指導を町のほうはいろいろやっていただきたいなど。教育委員会のほうでもいろんな体操や何かやってくれていますけれども、大いにああいう先に立って年寄りに体操を教えてくれる人を確保して、少しお金を出してもいいですから、これは健康を守ってくれるような年寄りの人方に教えるようなのをうんとやっぱりつくっていったらいいのではないかなと思いますけれども、その辺いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

委員におかれましては、国保会計運営に対して常に関心を持っていただいているところではありますが、やはり今回は町長が決断をして経済状況、それから国保運営を勘案して投入ということになりました。ただ、先ほどお答えしましたが、基本的には国保税についても当然かかる分については出していく、それが相互扶助の精神の部分でありますので、それを念頭に置かねばならないなというふうに思っています。

その上において、先ほど後期高齢者の話もありましたが、小さな自治体で国保を運営していくこと自体の困難さというのは、非常に皆さんもご承知の部分だというふうに思っています。そういう部分では、全国もしくは都道府県単位の広域化というのは1つ考えなければならない部分だなというふうに思います。

それと、2点目は、委員が今おっしゃいました医療費の削減という部分、医療費がもたなくなってそれらの経費というのが決まりますので、それらについても、行政も関係機関も住民も一人一人が取り組んで、総力戦で立ち向かうということが必要だというのが2点目だというふうに思います。

そして、3点目は、適正な国保税を負担できるような経済環境にするという部分でありまして、そういう部分の多角的な取り組みが必要ではないかというふうに思っています。その中で、委員がおっしゃるように医療が適正に受けられる、そして住民生活が守られるというようなまちづくりを進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 期待していますから、そうやって頑張っていただきたいなと、このように思います。

それで、質問が変わりますけれども、難しい質問でなくて中にちょっと簡単なやつを入れて、パークゴルフ場なのですが、パークゴルフ場、ここの河川のところ、桜でなくてときわなのですが、これ認定とってあります。認定とってありますから、大会が開かれたりします。そのときに、草を刈っていただいているのですけれども、大会のときに草を刈っていると、大会をやっている人が何か遠慮しがちというか、非常に大会がしづらいと。大会のときだけでもパーク場の整備はもっと早く、鶴居では聞くところによると朝早くやって整備して、そして大会を迎えているのですけれども、標茶もそのぐらいの配慮をしてもらわないと、何か草を刈っている人方も顔もよく知っているし、余計なこととも言えないし、やっつけても何か遠慮ぎみというか、草を刈っている人以上に遠慮ぎみだと。そういう話も聞くものですから、これは大した難しい話でないのですが、一応その辺はどうとらえているのか、もしこれを解決する方法があるのだったら、内部で協議して何かいい方法を考えていただきたいなと、このように思っているのですけれども、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） ただいまのご質問についてですが、現在ときわのパークゴルフ場は、6月4日から草刈りを開始しまして、現在週3回、月曜、水曜、金曜の3回、日中に実施しております。これにつきましては、これまでの利用者からのご意見等をいただきまして、特に草の伸びる時期は短期間で早い時期を集中的に草刈りをしてほしいということで、この週

3回という工程でやっております。

また、草刈りをする方法なのですが、1コースごとにその都度そのコースの近くに、ただいま草刈り中、利用はご遠慮くださいということで看板を設置しながら、利用者に配慮しながらやっているところであります。

ただ、今、委員ご指摘の利用者への配慮、特に大会等について、草刈りをしていると利用しづらいとか、また危険だとか、そういったご指摘の部分については、公園管理も含めて、今後、建設課、それから草刈りを受けている事業団とも調整しながら検討してまいりたいと思いますのでご理解ください。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長、利用者に配慮しながら看板を立てて草を刈っているというのだけれども、これ逆で、やっぱり看板をかけてパークゴルフをやっていると、パークゴルフをやっているほうが刈っているほうに配慮しているのさ。だから、その辺は逆だと思うのです。それはそれとしても、あれなのだけれども、やはりやっている人に刈っている側が配慮するというのであればいいのだけれども、パークゴルフをやっている人が配慮しなければならないというような大会ではまずいのではないかとということですから、その辺をひっくるめて理事者のほうでどう考えますか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 実施部隊でいろいろとこれまでもかかわってきまして、それから有料の体育施設ということで委員会サイドと協力して進めているところでございますので、現場をより熟知している部分で補足させていただきます。

まず、コース管理につきましては、ご存じのとおり広い、管内でも有数だと思っておりますけれども、広い管理をしていかなければならないということで、非常にもろもろの管理上での問題等々、これまでもございまして、この議会の席でもご指摘をいただいている部分もあります。その中に今ご指摘のありました草刈りの部分での昼間やっているということがあるものですから、トラブル、クレーム等もありました。さまざまな対応もとってきているところでございますが、結論的には本当に可能な範囲でますます配慮していただく、可能な部分について委員会サイドと協議しながら努力してまいりたいということが結論にならざるを得ないのですけれども、考え方として、今、社会教育課長のほうから答弁した内容で、委員ご指摘のとおり、あくまでも主人公はプレーヤーのほうでございまして、その中で鶴居さんのように朝という方法も、もちろん一般の本物のゴルフ場等で行われているかもしれませぬし、そういうこともあるかもしれませぬ。

ただ、私どものほうとしては、いわゆる全体を含めての管理経費の節減も考えなければなりませんし、それから利用者の方々のニーズにこたえていかなければならないということのバランスをとりながら検討しているつもりでございます。これまでも努力しているつもりでございますが、看板等につきましては、ちょっと言葉足らずの部分があったかと思っておりますけれども、最後の部分では何とぞご協力をお願いしますという文言を入れてご協力を願っているところでございまして、以前はちょっとその部分が抜けていた部分、正直言ってありました。そのご指摘も実はありました。主人公はどっちなのだというふうにおしかりを受けたこともございます。今はご協力をお願いしますという形の気持ちで伝えているつもりでございます。受託

業者とも協議をしながら、さらに配慮できる部分があるのか、ないにしてももっと知恵を絞れないのかということも委員会等と知恵を絞ってまいりたいと思っています。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ管内からも人が来ますから、パークの人方、本当にきょうここ、この中にいる人方よりも、管内のパークゴルフ場を歩いているのですわ。そして、その管理だとか、いろんなのを見てきてちゃんとチェックをかけているものですから。それを同じくせとは言っていないのだけれども、せめて大会のときだけはそういうようなことをできないのですか、こういうことなものですから、その辺も内部でよく相談していただいて、利用者が満足できるかできないかわからないけれども、少しでもこたえるようにしていただければいいなと、このように思います。

副町長もう一回、その辺どうですか、そういうことで。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

基本的には今、社会教育課長、それから建設課長が言った話だと思います。少なくともお金をいただいている以上お客様でありますので、お客様を大切にしなければならないというのは十分必要なことだと思いますので、ぜひ引き続き配慮を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 美幌地区にあるいわゆる環境管理施設条例、うちにあるのですけれども、美幌にあるいわゆる農業環境の管理施設の関係で、あそこ4戸から始まったのかな、4戸から始まって、最近聞くところによると2戸ぐらいになってきたということなのですが、この美幌地区の堆肥舎のその2戸になってきた経過は酪農家をやめられたということなのでしょうけれども、それらの経緯と、この施設、どういうふうな今の現況で考えていらっしゃるのか、考え方があったらお知らせをしていただきたいと思います。

これ何かにつけて共同でやるというのは、これからも標茶もやはり大切な、これだけではなくて、今後これからいろんなことが出てくる、酪農家に出てくる、お仕事上いろいろと関連してきますので、その辺をひっくるめてお聞きをしているわけなのです。それで、この今の現状を踏まえてどうとらえているのか、お聞きをさせていただきたいなと。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

町の農業集落環境管理施設の経過等を含めてなのですが、ご案内のとおり、平成11年に家畜排せつ物の処理等に関する法律が施行されまして、16年に猶予期間を経て完全施行されるという、そういうタイムスパンの中で、平成14年、15年にかけて建物がつくられた施設であります。

当時は戸別に設置するという部分が主流を占めていたのですが、委員ご指摘のとおり、共同での処理という部分も必要なのではないだろうかということで、町が建物を設置して管理運営を委託するという形を選択してまいりました。その中で、当時普及センター、普及所等々の情報もいただきながら、管理運営にふさわしい組織形態があるところといったところで、最終的に美幌トラクター利用組合が相手方として選ばれて、この間、管理運営、ふん尿の処理、

堆肥製造を行ってもらっているところでもあります。

その中で、当初、これも委員ご指摘のとおりでございます、4戸でスタートしておりますけれども、平成20年にまず構成員のうちの1戸が離農を余儀なくされた。そしてまた、昨年、残った3戸のうちの1戸も離農を余儀なくされたということで、現状、トラクター利用組合組合員は2戸ということで運営をされているところでもあります。4戸が3戸になった時点でも、かなり運営上経費負担がかさんできたということでいろいろな要請が行われておりまして、対応してきているところでもありますけれども、今般2戸になったということで、実はせんだってトラクター利用組合のほうと打ち合わせを行っております。その中で、将来的な部分を含めて先方の要望もお聞きし、あるいはこちらの状況も説明をしながらということで、今、検討課題を持ち帰って宿題の解決に努めているところでもあります。

ただ、トラクター利用組合のほうとしては、世代交代期に当たっていて余りにも経費がかさむのであれば、整理も視野に入れなければいけないという、そういう話もされております。また一方で、補助事業で建てた建物ということでありまして、その辺の整理ももしそうなると思えばいけないということでありまして、お互いに一番いい形というものを探りましょうということが終わっているところでもあります。

トラクター利用組合のほうでは、堆肥を攪拌する装置が恐らくあと何年かの後に寿命が来るだろうということで、そのことを一番心配しているようでしたけれども、この間の約束事として建物、構造物等々の主要な部分については、町が設置したのだから町が管理しましょう、その他の消耗品等については、トラクター利用組合で管理をしてくださいというお話をしているところなのですけれども、それからすると攪拌する機械については、当然それは町が責任を持たなければいけないでしょうという担当課の考えは伝えてきているところでもあります。しかしながら、もう少し全体的な検討をした上で、お互いにいい道を選んでいく必要があるということで、今個々の課題について整理をしている最中でもあります。

そういうことで、現状の考え方としては、担当課としては、まだ施設の償却期間が残っておりますので、できるだけその間は何らかの形で手を打って使ってもらいたいという願いがある一方で、利用者のほうの経営を極度に圧迫させるわけにもいかないわけですから、そういうことにならないところで接点を探していきたいというふうに考えているところでもあります。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 大変これ苦しい何か答弁だなと思いながら聞いておりますけれども、農林課長の責任でも何でもなし、本当に時代がこうしているのか、あれですから問題なのですけれども、とにかく予算の予定では使用料としては120万円ぐらいもらうことになっているのです。そうなりますと、戸数が減ったから使用料が減るなんていうわけにはいかないでしょうけれども、この使用料の基礎はどういうふうにして決められているのか。

そして、今、今後の宿題だと言われておりますけれども、やはりもう一度、2戸ではこの施設は、それだけの堆肥の利用が2戸でも4戸分以上にあるというなら、これは問題はないのですけれども、やっぱり4戸の当初の計画があつてこの施設が美幌トラクター利用組合が、余談の話だけれども、私が開拓農協にいたときにつくった利用組合なのです、美幌トラクター利用組合というのは、それがずっと来ているわけですが、そうしたら、あそこの4戸なら4戸で企画されたものが、こうやって半分になってしまうと。これ宿題というよりも、もう一度抜

本的に物事の考え方を、地域をもう少し大きくするとか、何か考えないと、あくまでも今の生産高の中でこの2戸で賄っていけるだけのものがあるのであればいいけれども、その辺をひっくるめてこの使用料の計算は何をもってしているのかもあわせてお聞かせください。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、使用料の算出基礎でありますけれども、こちらについては、始めるときに自費で建てた方との不公平感をなくするという意味で、最低限かかってくる税金相当額は使用料としていただくべきでないかという議論が行われまして、構築物、機械類の課税額相当額ということで使用料を算出しております。それは条例のほうでもうたわれています。

それで、平成24年度については委員ご指摘のとおり120万円ほどの使用料を見込んでおりますが、先ほど答弁した中で、平成20年に最初の1戸がやめたときに相談を受けたとありますけれども、そのときに若干算定の考え方を改めまして、あくまでも税金の計算に基づいて出したものなのですが、本来であれば漸減していく使用料なのですが、1年度で負担する金額がちょっと多過ぎる形になってしまったという相談だったものですから、それをならして平準化をして1年度当たりの負担を下げて、今、毎年120万円をいただいているという状況であります。

それからもう一点、抜本的な考え方、見直したほうがいいのではないかというご指摘だというふうに思いますけれども、私が先ほど申し上げた宿題、課題というのは、その辺も含めて考えております。それで、せんだって先方にお邪魔して話を伺ったときには、周辺にはトラクター利用組合に参加してくれる農家さんはいないというふうに当人たちはおっしゃっておられたのですが、それだけではなくて、やはり応援をしてくれる、一緒にやってくれる方がいないかということを探したり、場合によっては町が何らかの形で活用できないかとか、そんなことも含めて考えなければ解決できないのではないかというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） なかなかご理解ができないものだから、これ出してみんなで考えなければならぬなと思っておりますけれども、いずれにしてもやはりあの施設に衛生組合のほうから物が入っていつているよね、衛生組合からもね。入っていつているのだわ、あそこに。だから、そんなことをいろいろ考えると、そういうことも踏まえてあそこの利用の仕方をもう一度どういうことがいいのか、本当に百二、三十万円の使用料といっても、2戸で半分ずつだといっても、そこだけの機械の負担でないし、施設の負担でないから、やはり僕は大変だと思うのです。だから、そういうことも踏まえて、今後また別な機会でも議論もさせていただきけれども、そういうのもひっくるめて将来に前向きに行けるような、前進できるようなことも、我々も現地に行ったり見たり聞いたりして勉強もしますけれども、どういう形が一番いいのか、あそこだけでなく皆さん利用しているそういう衛生組合の関係もありますから、そういうことも入れて、前進できるようなことを考えていただきたいなと、こう思うのですけれども、いかがなものですか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほど来ご心配をさせていただいているところでありますが、これらにつきましては、それぞ

れ利用者さんを含めてよりよい方向ということで、具体的には機械、建物、運営、それぞれの課題があると思いますが、それらについての道をとともに導き出していくような努力はしてまいりたいと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それで、また話題を変えさせていただきますけれども、今回、酪農家の牛乳がおかげさんで2円30銭値上げをすることになると。これはもうホクレンも非常に頑張ったのだと、こうやって思いますけれども、いずれにしてもこの乳価が標茶町の今酪農をしている人たちにいい影響を与えて、非常に収支の関係も前向きになっていける、これがまた励みになっていけるという、そういう単価であればいいなと、こう思っているわけですが、そういう中、国もいわゆる新規就農だとか、そういうものに対するお金の予算もつけ始めていますし、うちのほうも今後やはり農林課長もうちの町長も農協の総会には行っているとは思いますが、いずれにしてもうちの乳量の生産量、やっぱり16万トンまで落ちてきたと。このままで指をくわえていたら、恐らく15万トンの中になるのではないだろうか。だからといって、指をこうやってくわえて見ているわけにもいかない。

そういう形の中で、では最低限度どんなようなことがいいのか、僕がここで自分のことを一人で言っていたって、やはりこれだけの議会の中に仲間がいるわけですから、皆さんとも相談して、やはりどういう形が標茶町のこの農地が遊ばないで生産に貢献できるような仕組みがつかれるのか、そしてまた後継者もどういう形がしいてあれば、おやじ、おれ後継ぐぞと言ってきてスムーズにいけるのか、新規就農の人方も、どうやったら標茶に就農したいと言っていただけのようなことになって順繰り順繰りが、農地を遊ばないで埋めて、それこそ生産を誇る大標茶ができるのか。これ今ここで、教育委員会だとか、管理課だとか、税務課だとかということではなくて、ここにいる人方が全員で、この標茶を生産の町とするのにはどうしたらいいのか知恵を出すべきだと僕は思っているのですよ。まず、その辺、副町長、町長はいないけれども、町長と名前がつくのですから、ちょっとどう考えているのか、お答えください。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

まず、委員ご指摘のとおり、我が町の基幹産業については酪農であります。過去さかのぼりますと、昭和31年に標茶町は再建団体に陥ったときがあります。ただ、そのときに、基幹産業を大きく酪農にスイッチしたというのも同じ時期だったというふうに記憶しています。それがあっていち早く再建団体を抜け出て今日に至っているということの歴史的な部分を見ましても、非常に本町にとって酪農が重要であるというようなことは十分認識しているところであります。

先ほどありましたその乳価の問題を含めまして、先般、農協さんとそれから各自治体が統一して中央要請をやったのは、今回が初めてだったというふうに思いますが、その中でも皆さんが、まさしく自信を持って営農ができる体制をぜひつくってほしいという力強い要請をしてきたところでございます。

今ご指摘のとおり、標茶の町の中で農林担当だけではなく、まさしく住みよいまちづくりということが必要だと。その中には経済行為もあるでしょうし、それから健康にまつわる部分もあるでしょうし、まさしく全課挙げてこの町をどうしていくかというその先に、営農も含め

て健全な状況が生まれるのでないかというふうに思っております。そういう部分では、かねてよりまちづくりは総力戦だというふうに私も思っていますので、そういう形でみんながかかわっていきけるような体制を整えながら進めていくのがベストでないかなというふうには考えてございます。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、全体が同じく標茶町が、健康で、本当にそれぞれがすごく、ああ、いいねと言われるのが、これは本当にそのとおりですけれども、それをつくるのには、私個人的には、まず標茶は酪農畜産が中心になっていなければだめなのだと。だから、ここが今元気、まるっきり標茶はない。だから、ここに元気を入れるのに、入れて初めて今副町長の言われたようなことができ上がると思っています。

そこで、私たちもやはり政策的に、国の政策もひっくるめて、道のほうの考え方もひっくるめて、どうすることが本当に標茶の町で一番いいのか、そしてそういうふうに循環できるような酪農の町ができるのか、これができ上がれば、今副町長の言った本当に素晴らしい標茶町が僕はできると思っています。それだけに、この考え方に基づいて議会も議員の人も方々と相談しながら、やはり農協さん、それから商工会のほうの関係も懇談をして、本当に何がどうなのか、動き出そうと思っているところなのですが、そのときにいろんな形が出てくると思いますけれども、ご相談を申し上げたり、また役場の担当の方なり、それなりの専門の方のいろんな知恵をかりてやらなければならないこともあろうかと思う。だけれども、今何かの形で行動をここで起こさないと、このままだと本当にことしの結末というのは私は大変なことになるのではないのかなと、こうやって思っているものですから、この話を出したわけです。

それで、先ほども申したように、最終的には新規就農にしてもこの体制、それから研修する牧場にしてみたらちゃんとした位置づけを持ってやはりこの町が酪農地帯として動かないと、あの虹別が今元気がなかったら困るの、本当に。あれだけの面積を持っていて。だから、本当に我々が何かを押してやることによって、やはりやれるというふうに思っているのですよ。だから、そのやれるものは何なのか、これでどこの課だとか何も関係なく、やっぱりあなた方のような頭脳をかりて、この標茶の町をどうするかということも議論していきたいなとも思っています。そういうことの中で、やっぱり副町長、大々的に本当にこの大標茶を築くのに、生産の町をつくるのに、どんな柱が要るのか、もう一度今までの流れを検証してみたいかなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

それぞれ先ほどもありましたその後継者の問題等々も含めまして、さまざまな課題があると思います。それに対応するには、ご指摘のように、行政だけではなくて農協さん、それから商工会、そして議員の皆様方のそれぞれの理解を得ながら進めていかなければならないなというふうに思っているところであります。もちろん後ほど町長のほうから基本的な考え方が話されると思いますが、もちろん町長が先頭に立ってそれらに立ち向かうという覚悟があるというふうに私どもも思っているところであります。その中では、それぞれの意見をぶつけ合うような形、場面とかいうのがこれからますます必要になってくるかというふうに思っていますので、その場面づくりも含めまして最大限努力をしてまいりたいと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことで、我々もできるだけのことをやっていきたいと思しますので、ひとつそういうことを肝に銘じて職員の皆さん方も知恵をかしていただきたいなど、このように思います。

それで、これはちょっと最後なのですけれども、農業の話が最後なのですけれども、今回、町広報に出した「農地を面的集積するために」と、これ出したやつあるでしょう。あれはどういう、わかりやすくちょっと説明してもらえませんか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

2年ぐらい前でしたか、館田委員から、こういう事業があるのだけれどもどう考えているかということでお尋ねをいただいたことがあります。その事業が若干中身が変わって今につながっております。それで、農地利用集積円滑化事業のことだと思うのですけれども、平成22年度の終わりごろに制度ができて、制度のほうができ上がった当時はいろいろ制約があって、我々としてはかなり活用が見込めるのではないかということで、上手に使おうということを考えてのですが、その制約があるために当時は余り該当する案件がないというようなことになっておりました。それが、昨年離農が多かった中で、この事業を活用していきたいという声がありまして、中で国はもちろんホームページ等でPRしているのですが、町あるいは農業委員会のPRが足りないのではないかということがありまして、そういう声を受けて広報の中に折り込みを入れたところであります。

これは戸別所得補償制度の中の一つの仕組みなのですけれども、飼料作物については本来は戸別所得補償制度外なのですが、飼料作物については特例的にこの制度に含めて行うというふうに言われております。

それで、6年以上の賃貸借が行われた場合に、それは新たな権利設定ということで、たまたまことし、例えば更新時期を迎えた方が更新した場合については、該当にならない。ですから、今回該当になっているのも、離農をして新たに土地を出す人が、従前であれば公社の保有合理化事業等を活用しながら資産の処分を図るのですけれども、6年間賃貸借をまずしたいと、そういうことがあって初めて出てきたような形であります。それで、標茶でもこの事業の実行部隊として標茶町農業再生協議会という機関をつくっているのですけれども、その再生協議会に白紙委任をしてもらおうと。その白紙委任があった土地について、再生協議会が受け手を探しながら、その探す作業の中で土地の面的集積を図ると。連担化という言葉が使われておりますけれども、隣り合っている圃場であるとか、あるいは角、対面になっている、あるいは地域によって一定程度の距離、作業道の共有化等々の要件を満たす場合について、初めてこの事業にのることができるというようなことになっているのですけれども、それが行われた場合に10アール当たり2万円の交付金が最初の年に限り借り手のほうに出されるという制度であります。

制度の趣旨については、連担化もしながら効率よく生産性を上げて、そして食料自給率等を上げるという国の政策のことがあるのですけれども、その中で当面6年以上の賃貸借の中で十分土地の管理ができるようなお金を交付するというので、国のほうで算定基準を設けて10アール当たり2万円が決められたというふうに聞いております。

○委員長（菊地誠道君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 今課長説明のとおりだとすれば、やはり白紙委任をして土地を貸すときに、やはり将来の状態がどうなっていくのかということを見きわめて貸さなければならないし、借り手に2万円をやるということですから、この辺で農地の貸し方が変な、まずい貸し方というのはないのかもわからないけれども、利用をしていく面で効率がなような貸し方をしてしまうと、後々やはりその辺が大変になるので、白紙委任されたところはそれなりの重大な責任があるなど。だから、そのことも最高に考えてこの事業を進めていってもらわないと、今度次から次と入ってくるのにこれに重なるわけですから、そういう面積、草地や何かに重なるわけですから、事業が。だから、間違いのないような、本当に真剣にこの辺の集積はしていただきたいと思うわけですが、農業委員会もそんな考え方でいるのかなと思うので、その辺もひっくるめてもう一度お願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 農業委員会の局長という立場のお答えになるかもしれないですが、再生協議会の所管は農林課でございます。それで、再生協議会のほうでルールをつかって、そして進めているのですけれども、実際の借り手を探すところの作業については、従前のあっせん等の作業で農業委員会が十分な経験があるということでありまして、町長から農業委員会会長に一部事務委任をかけております。それで、農業委員会としては委任を受けた事務の中で、委員ご心配している部分、制度そのものが連担化というものをまず第一に目指してくださいということでもありますので、その土地に地続きで持っている方々、そしてその土地を借りることで生産性が上がるということを前提に、十分配慮しながら、この間、少ない件数ですが約3件ほど借り手を探しているところであります。何分始まったばかりの制度でありまして、いろいろなケースが出てくるとは思うのですが、その都度ルールについては見直しをしながら、地域の農業の生産性がどういうふう維持、向上できるのかということの主眼に作業に当たっていくというのが、事務委任を受けている農業委員会の立場でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 農業委員会の立場も、農林課の立場も理解をしたいと思います。そういう今言われたようなことで、この土地の関係については特に配慮をしながらチェックをつけていただきたいなど、お願いをしておくわけがあります。

それで、最後になりますけれども、2時半だから。最後にいたします。定期監査の報告書をいただいたわけでありまして、この監査をいただいて、これまた聞かないわけにもいかないしなと思ってこれを見たら、給料も出ているし、時間外も出ているから、これちょっと聞いておこうかと、こういうことではありますが、この時間外の関係、ここで指摘をされていることなのですが、同じ係の中で特定の職員が時間外勤務をやっていると。本当に監査委員きちっと指摘をしてくれていまして、監査委員のほうに対しては評価をしているわけではありますが、この時間外の内容というか概略の考え方、時間数もひっくるめて、大体頭打ちがあるのであればその頭打ちもひっくるめて、この考え方をお聞きしておきたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

委員ご指摘のように、平成23年度の監査の指摘に、時間外勤務の縮減ということで指摘を受

けてございます。ご指摘のように、特定の職員に時間外勤務が集中している職場があるということでのご指摘であります。過去にもこういった部分で、時間外の縮減については監査等の指摘は受けてございますけれども、内部的にそれぞれ時間外、先ほど委員がここの部分でおっしゃっていましたけれども、健康が第一でありまして、時間外はしないほうが一番いいわけであります。職場の部分では、職員に、なるべく健康保持のために勤務時間内で、過度の労働の部分は避けるような部分で指示・伝達をしているところでございますが、現状としましてどうしても時間外をせざるを得ない職場等があります。これまでも税務の申告時期の集中期間、これはどうしても納付書の発送に間に合わせなければならないということで、一定期間の集中期間がございます。それぞれいろいろ職場においての特例といいますか、勤務の実態がそれぞればらばらでありまして、統一的に全体で共有した中で職務ができる職場と、個人的にどうしても処理をしなくてはならない業務と、いろいろばらばらでございまして、監査の指摘もございました一定程度の職場あるいは一人の個人に集中的にということのご指摘でございますけれども、なるべく平準化した職務形態、あるいは計画的な職務の執行、それからなるべく勤務時間内であらゆる職場の共通の認識の中で進めていくということで進めてきているところでございます。

現在、それぞれ正職員、年間100時間を限度として指示を出してございます。非常勤、臨時職員につきましては、70時間ということで出しております。先ほど来申し上げたこの基準の超えるという部分で監査からの指摘がございまして、一定程度業務の処理方法で改善をするよう鋭意努力しているところでありますけれども、何せなかなか職場としての部分の実態も含めて厳しいところがございますので、それぞれ先ほど最初に申し上げた職員の健康管理を含めて一番大事な方法として時間外勤務の縮減に向けて努力してまいりたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長の答弁で理解はできるわけですが、そこで私これちょっと聞きたいのは、この指摘を受けて感じたことで質問をこれからさせていただきますけれども、各課の職員の人方がこれから超勤をしますよと。これからしますよ。この手続はどういう流れになっているのですか。例えば、私が総務課にいて島田課長に対して、おまえ館田、この仕事、こんなになっているのだから、これおまえきょう残ってでも、超勤してもやらなければだめだぞという、こういう命令もあろうかと思っております。それからまた、昼間やっているのだけれども、職員ですから町民とのコンタクトが忙しくて、平常の仕事を残して晩にやらなければならなくなった場合もある。それはみずから、例えばいいですかと。私こういう事情で、これは守備範囲の仕事なのだけれども、こうやって町民の人方との会話が進んでいて昼間できなかったと。ですから、私が伺いを立てて、課長、やらせてもらっていいですかとかとなるのかなと思っております。これはどこの組織もそうですけれども、農協も。その辺の手続がどういう手続になっているのか。そして、その時間も。課長から僕2時間と言われたよと。だけれども、1時間で終わったかもわからない。1時間で終わったという確認の方法はどうとっているのか。2時間のままなのか、書類的に。そういうこともひっくるめてお聞きをちょっとしておきたいと思うのですが。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

時間外命令につきましては、管理者が命令するということでの処理になってございます。その部分で委員のご指摘の、その手続のやり方だと思いますけれども、実際に管理職がきょうはその業務について何時間ということでの命令はなかなか現状的には難しい状態であります。それぞれ職場の管理の係長なり係なり、それぞれ責任者がございますけれども、その中での最終的な判断は管理職が時間外勤務命令に印鑑を押して初めて時間外勤務ということが確定しますけれども、ただ事務的に申し上げますと、現状では口頭なり、あるいは毎月、課内会議等も含めて業務の集中する者だとか、あるいはそういった内容によっては係長の職の中で一定程度の大枠の中で管理職に報告をするなりしながら、1日ごとの単位の何時間命令という形にはなかなか切りたくないというふうにご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことだと思うけれども、仮に時間外をやるときには大体どのくらいかかるのだと。このくらいだなということをやると思いますが、超勤の申請書類だとか、そんなもの私見たことないからわからないのですけれども、やはりそれがちゃんときちっとされているのかということ、いわゆるチェックをかけるときに、もちろん担当課長がチェックをかけるわけだけでも、何らかのやっぱり合議をとるということも一つの方法ではないのかなと。終わった後でも合議をとっておくとか、それからまた自分の普通の持っているこの仕事が、先ほど言ったように何らかの事情があれば課長はわかるわけだから、このふだん持っている仕事の中での特別なさっき言ったような税務の申告の時期があったとか、何か災害が、特にそういうことの中で災害で人をこうやってやってしまったとかということ以外は、課長の言うとおりの健康管理ではないけれども、守備範囲の時間で終わるというふうに思っているのですけれども、この辺は事務的な専門のプロの人方ですから、私がこんな、ここでこういうことを言うのもナンセンスだし、何も意味がないのかもわからないけれども、やはり監査のほうからも指摘をされている部分からいくと、そういう面ももう一度チェックをする方法だとか、その考え方だとかというのをやるべきでないのかなと、こう思うのですけれども、その辺を聞いて私の質問を終わりたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 先ほど答弁した部分でちょっと漏れた部分があると思っておりますけれども、チェック自体は必ず管理職がしてございます。自由にそれぞれ時間外がされているという形はとってございません。それだけのご理解いただきたいと思っております。

それで、チェックの仕方で、前の日にやった部分を適正にどういった業務内容かを把握するのも管理職の仕事ですから、それぞれの職場の係の勤務実態と勤務の時間の内容だとか、そういった部分を把握するのが管理職の役割だと認識していますので、その辺では通常今やっている仕事はどういったものかというのはそれぞれ文書の決裁等で掌握するわけですから、それぞれの業務内容等を承知する中できちっとされているというふうに認識していますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをしたいと思います。

時間外勤務の取り扱い、ご指摘後3月8日付でありますけれども、事務連絡として各課のほ

うに周知徹底を図ったところであります。その中では、基本形は事前命令というのが基本形でありますので、それを準用して、中には運用しなければならない部分、それから特殊な部分というのがありますけれども、あくまで基本形は基本形として認識しながら進めていくことが重要だというふうに思っております。

それと、時間外の削減につきましては、それぞれのやはり時間のつくり方、組み立て方、それと協力体制を強化していくということも重要だと思いますので、それらも含めて縮減努力を図ってまいりたい、そして適正な運営を図っていききたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 私の質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 討論ないものと認めます。

これより議題2案を採決いたします。

議題2案は、原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、議案第48号は、原案可決すべきものと決定されました。

◎閉会の宣告

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第47号・議案第48号審査特別委員会の審査は終了いたしました。

これをもって議案第47号・議案第48号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時42分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 菊 地 誠 道